

事業 番号	計画 事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進								
課題1 あらゆる分野における男女共同参画の推進								
施策の方向1 学校等における男女平等教育の推進								
1	学校における男女平等にかかわる適正な指導	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。	教育指導課	全ての学校(小学校48校、中学校24校、特別支援学校)において男女平等教育を、人権教育の全体計画及び年間指導計画に位置付け、計画的に実施した。	①男女平等教育の教育課程への位置付け、人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成・教育指導課への提出の継続	①様々な場面において、科学的観点からの性差や性別による理不尽な扱いを行わないようにしていくための、研修内容の工夫が必要である。	①研修を通して、人権教育の推進を進められるように、研修内容の見直しを行いながら発達段階に応じた人権教育を実施していく。	
2	男女平等教育の視点における性教育の実施	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に適応した性教育を実施します。	教育指導課	・全ての学校(小学校48校、中学校24校、特別支援学校)において道徳教育及び保健体育の全体計画と年間指導計画に位置付け、学校全体で組織的・計画的に実施した。 ・宿泊学習の事前指導において、発達段階に応じた性教育を実施した。	①計画的に授業を実施し、発達段階に応じた性教育を行った。また、宿泊学習の事前学習では、性教育を行い、適切な対応について学ぶ機会を与えた。	①体の発育・発達の個体差があるため、当事者意識をもって授業に参加できない児童・生徒に対して、魅力ある授業となるように工夫する必要がある。	①系統性をもたせるとともに、教科横断型の授業展開を実施し、子どもの発達に応じた性教育を実施していく。	
3	男女平等教育を進めるための教員研修	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に教育指導課と人権推進課との共催で研修会を行います。	教育指導課 人権推進課	【テーマ】 言語、文化の違いを超えて～多国籍児童、その家族とのコミュニケーション 【講師】草加市国際相談コーナー 築瀬 裕美子 様 【対象】区立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する教職員(人権教育担当者・希望者) 【参加者数】 74名(幼稚園1名、小学校50名、中学校22名、特別支援学校1名)	①外国にルーツのある園児・児童・生徒(以下、子ども)が増加しており、子どもやその保護者の困り感や個別支援のあり方について学ぶ機会を設定した。	①講師からは実践的な内容やすぐに役立つツールの説明があったが、受講者のごく一部に十分伝わらない面もあった。普遍的且つ実践的な情報を十分浸透させる必要がある。	①研修参加者のみならず、誰もが現場で役に立つツールや情報を共有できる工夫が必要	
4	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。	保育課 人権推進課	【テーマ】「多文化共生保育の現状について～外国につながる子どもたちの保育を考える～」	①外国につながる子どもたちが増えている現状の中、保育者からもその対応の多様化に悩む声が上がっており、現場の声やニーズに即したテーマを選び開催をした。 講義の最初に、参加者にGoogleフォームにて、簡単なアンケートを行い、グラフ化などした集計をその場でダイレクトにスクリーンに映して共有した。より具体的で参加者の思いに近い内容の講義を行った。	①令和6年度は電子アンケートの回答率が低めという課題があり、令和7年度はアンケート回答を求めるアナウンスの強調、講義後会場でアンケート記入の時間を設ける、保育課とのアンケートの一本化を図ることを取り入れた結果91%まで向上した。	①令和8年9月開催予定。保育課と共催し開催する。テーマは現場の声やニーズを大切にしながら選定し保育課と協議したのち決定していく。	
施策の方向2 家庭や地域における男女平等意識の向上								
6	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します	人権推進課	男女共同参画講演会 【テーマ】みんなで知っておきたい心と体とホルモンの話 【日時】令和7年9月6日(土)14:00～16:00 【講師】高尾美穂氏(医師) 【参加者数】 151名	①お互いを労わり合い、助け合える社会を目指すという視点から、男女ともに体調や能力発揮に影響を及ぼす性ホルモンについて相互理解を深めることをテーマとした。	①講師の高尾氏はマスコミ露出度も高く、予算面等からもアプローチが難しかった。そのため、直近で高尾氏の講演会を実施した主催団体、自治体の協力を得て交渉を行った。	①女性ホルモンが女性のライフサイクルに与える影響は多大であり、これらの課題の解決・改善も男女共同参画推進の有効な一手段と考えられることから、今後この分野においても啓発活動を推進していく。	
6	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。	人権推進課	【テーマ】 「暮らしの中のジェンダー平等」 ①家族の人生をもっと自由にするチーム力を高める！ ～家族のための家事シェアの法則 【日時】令和7年6月21日(土)13:00～15:00 【講師】三木智有氏 (NPO法人tadaina! 代表理事・家事シェア研究家) 【参加者数】 7名 ②「家庭内の役割格差を考える」 【日時】令和7年6月29日(日)13:00～15:00 【講師】石井クンツ昌子氏 (お茶の水女子大学理事・副学長) 【参加者数】 9名	①家族全員が共に家事をするという意識を持ち、家庭や地域生活においてやりがいを得ながら、心身ともに健康で充実した暮らしができるよう、家事シェアの概要、具体的な方法、家族とのコミュニケーションの取り方等について、グループワークを通じて考える。	①国際比較において、日本の女性は家庭内労働時間が長く睡眠時間が短い傾向にある。これは家庭内での役割分担に偏りがあることが一因とされている。結婚、進学、就労、育児、ケア、介護など家庭生活に関するテーマを取り上げたが、日常的にこれらの負担を担う機会が少ない場合、課題を実感しにくく理解が浸透しにくい面がある。	①共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、家庭内の役割分担も変化している。こうした現状を踏まえ、家族全員がより良い生活を送るための協力体制や、仕事と家庭生活の両立について考える講座とし、家族での参加を促進予定。	
6	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。	人権推進課	男性学 【テーマ】「西井開と考える、ハラスメントに男性はどう向き合うか。」 【日時】令和7年11月15日(土)10:00～11:30 【講師】西井開氏(立教大学社会デザイン研究科特任准教授、Re-Design For Men代表) 【参加者数】 5名	①例年受講者の満足度は高いものの申込者が少ないため、若年層の参加を期待し、東京理科大学の協力を得て学生相談室等にチラシを配架した。男性だけで男性講師と忌憚なく話ができることや参加者の満足度が高い事をより積極的に宣伝することも重要と考えた。 ②前年度はテーマ(アクティブバイスタンダー)の認知度不足が参加者数低迷の原因と考え、今年度は、身近なテーマ(ハラスメント)を選択した。	①定員(30名)に対し参加者5名と応募数が伸び悩んでいる。一方で、参加者の満足度は高いことから、講座内容や講師に問題があるというよりも、周知法に課題があると考える。	①・本講座の特長(男性だけで率直に話せる環境、受講者満足度の高さ)をより積極的に発信していく。そのために、相談窓口との連携や、近隣地域の男性向け相談機関への告知など、新たな周知ルートの開拓が必要。 ・他講座も含め講座後のアンケートでは、男性向けの講座開催を望む声も多い。また男女共同参画の観点からもバランスの取れたプログラムが必要と考える。今後とも告知や開催方法(オンライン参加枠を設けることにより心理的、身体的等ハードルを下げるなど)等の工夫により多様なニーズに応えていきたい。	
6	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。	人権推進課	第1回:続わたしを生きる:アメリカ黒人女性から学ぶ 【日時】令和8年2月1日(日)13:00～15:00 【講師】大橋穂氏(城西大学現代政策学部教授) 【参加者】 21名 第2回:映画上映会「アンモナイトの目覚め」 【日時】令和8年2月8日(日)13:00～15:00 【参加者】 10名 第3回:ジェンダー研究は男女平等推進にどのような影響を及ぼしたか。 【日時】令和8年2月15日(土)13:00～15:00 【講師】大橋穂氏 【参加者】 21名	①長年ジェンダー研究に取り組んできた講師に、その研究が男女平等推進にどのような影響を及ぼしたかについて講演いただく企画とした。 ②女性差別、階級差別、LGBTQという重層的なテーマを扱った映画上映を企画した。降雪により参加者数が少なかったため、上映作品のDVD貸し出し告知及び参考文献一覧配布により代替した。	①早々に定員に達したものの、参加率が高くなかった(定員30名中21名)た。直前にリマインドメール送信により改善可能性あり。 ②映画では、一部の描写に参加者の関心が集中し、講座の主旨とは異なる反応が見られた。企画の方向性は適切であったが、上映作品の選定においては内容をより精査する必要がある。	①本講座のテーマや趣旨に関心を持つ層が一定数存在することが確認されたため、次年度以降も継続して同様の講座を企画予定。	
6	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。	人権推進課	【テーマ】 「オトナのオンナが輝く未来」 ①オトナのオンナのほどほどの家事 【日時】令和8年2月5日(木)14:00～16:00 【講師】佐光紀子さん(家事研究家) 【参加者数】 19名 ②オトナのオンナが観る『〈主婦〉の学校』&ミニトーク 令和8年2月13日(金)14:00～16:00 【講師】 森下詩子さん(kinologue主宰) 【参加者数】 17名 ③オトナのオンナの自分と向き合う心理学 令和8年2月19日(木)14:00～16:00 【講師】 玉井仁さん(玉井心理学研究室主宰) 【参加者数】 15名	①無理のない家事の進め方や、効率的な時間の使い方を学び、家事に対する過度な負担感から解放されることを目的とした講座を企画し、家事研究の第一人者を講師に招いた。 ・相談窓口との連携により、講座情報を必要とする方への周知ルートを拡充。次年度以降も継続して協力体制を構築予定。	①今回は女性限定の講座だったが、家事は性別を問わず取り組むべき課題であることから、今後はより幅広い層が参加できる講座の企画を検討する必要がある。	①カップルでの参加や、男性だけでも参加できる形式で講座を開催したい。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
6	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。	人権推進課	【テーマ】 「パルフェスタ2026映画上映会」 カムイのうた 【日時】令和8年3月7日(土)13:00～15:20 【参加者数】 143名	①人権尊重と男女平等の理念が描かれ、ネット配信、レンタルビデオ等の取り扱いがなく、一般的に見られない映画でかつ上映権があるものを探した。	①人権推進課の事業にふさわしく、一般的に見られない映画のなかから上映権があるものを探すのは大変難しいこと。	①今後も他では見られないような映画を上映してほしいとの声があるため、継続していきたい。	
7	固定的性別役割分担意識にとられない職業観の育成	固定的性別役割分担意識にとられず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座を開催します。	人権推進課	【テーマ】 国際ガールズ・デー企画 ワタシが選ぶ自由な未来 第1回:ワタシだってできる！リーダーシップを考えよう【日時】 令和7年10月18日(土)13:00～15:00 【講師】 長島美紀さん (公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーグループリーダー) 【参加者数】 8名	①未来を担う若年層が自分の思い・意見に自信を持ち、主体的にキャリアデザインを描く上で、リーダーのあるべき姿について学ぶ機会を提供する。また、日本において「リーダー＝男性」のイメージが根付いてしまっているのはなぜなのか？を考察し、女の子とリーダーシップについて学ぶ機会とした。 ②若年層を受講者のメインターゲットに据える講座のため、広報・周知の面で工夫が必要と考え、新たにチラシを「カナマチふらっと」に配架した。	①対象を学生やその保護者としたが、実際の受講者は20代1名、40代2名、60代以上4名であった。アンケートでは、受講者全員がとてもよかったと回答し、満足度100%の内容であるため、若年層にアプローチできる周知方法の検討が必要と考える。 ②アンケート結果より、この講座をどのような方法で知ったか、の回答は、広報かつしか5名、図書館1名、区ホームページ1名、区SNS が1名と幅広い媒体から情報を得ていることが分かったが、「カナマチふらっと」への配架については効果が無かった。	①毎年、国際ガールズ・デーにちなんだで開催しており、今回のテーマの主軸はリーダーシップについてであったが、各分野の女性の先駆者を招いて講演いただくのもよいのではと考える。 ②区SNSの他に、葛飾区からのお知らせとして月1回配信される教育委員会からの通知を利用することを検討したい。	
8	かつしか区民大学	「多様な学びによる自己実現」、「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進める中で男女平等、人権尊重を基調とした講座・講演会を開催します。	生涯学習課	重点方針に基づき、令和7年度は137講座の開催した。そのうち、人権・男女平等にかかわる講座として人権講座(3講座)、多様性に関する講座(2講座)、人権週間記念講演会、男女共同参画基礎講座(7講座)かつしか子ども・若者応援ネットワークと共催で映画上映会及び出演者による講演会を展開した。	①かつしか子ども・若者応援ネットワークとの共催で実施した映画上映会及び出演者による講演会は、ネットワークを構成していただいている方々、女性、男性双方のご意見を尊重しながら講座の企画を立てていただいている。	①かつしか子ども・若者応援ネットワーク講座以外の講座については主管課が人権推進課であるため具体的な企画、運用については各課に一任している状態。	①他課の主催講座、講演会については、庁内連絡会で連携をとり、男女平等の視点において互いに助言できる点があれば、情報共有を行いたい。令和8年度については人権推進課と共催で特別講演会を実施する予定。	

課題2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

9	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区の主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者により男女平等について考えるきっかけを提供します。	人権推進課	【内容】 ・舞台発表(手話ダンス、フラダンス、太極拳表演) ・参加団体活動内容展示・制作物販売・バザー ・各種相談(医療福祉、高齢者、後見制度) ・里親制度パネル展示及び紙コップけん玉作り体験 ・男女平等推進センター事業内容展示 ・障害者施設自主生産品販売(パン・焼き菓子、手作り雑貨) ・フードドライブ・バレンタイン ・リサイクル図書無料配布 ・映画上映会「カムイのうた」 【来場者数】 526名	①運営は、通常、ウィメンズバルで活動している団体を中心に実行委員会形式で行い、参加団体の活動の紹介や舞台発表、協力団体(福祉事業所によるパン・焼き菓子、手作り雑貨販売、施設の装飾、相談業務)の実施によって集客し、ウィメンズバルの周知に努めた。 男女平等推進センターの活動紹介はパネル展示により行った。	①参加団体が減少・高齢化傾向であり、特に舞台発表団体が減少している。また、来場者も60～80代が7割を占めるほか、90代の来場者も増える傾向にある。 ②終了後、ホームページから活動発表時に手話通訳者を配置してほしいのご意見をいただいた。次年度は実行委員会において調整を進めていく。	①若年層の来館を増やすため、若年層が多く参加している団体への参加を積極的によびかける。 「葛飾教育の日」と同日開催となることが、子どもやその親世代の来場者が少ない一因であるため、開催日程を検討する。 男女平等推進センターの活動の理解を深めるため、紹介パネルの見直しやスタンプリレーの実施なども検討する。 東京都が行う国際女性デーへの取り組みであるイエローライトアップにも引き続き参加する。	
10	地域団体向け講座開催支援	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容をアドバイスし、開催・運営を支援します。	人権推進課	【テーマ】 「はじめよう！つづけよう！読みがたり」 【プログラム】 ・どのような本を選ぶか ・どのように聞き手の前に立てばよいか ・読む練習はどのようにすればよいか 【日時】令和8年1月10日(土)14:00～16:00 【講師】木村育子氏(元江戸川区小学校教諭、「この本だいたい」の会事務局) 【参加者数】 20名	①性別・年齢に関わらず今まで児童書の読みがたり(読み聞かせ)になじみが無かった人々にも、その楽しさ、大切さに対する理解を深めてもらえる内容とした。	①講師所属団体からの出席人数を正確に把握していなかったため資料の準備や座席指定に手間取った。機材の不調でスクリーン投影が適切に進まなかった。講座使用本の写真撮影の可能性を考慮して、撮影＋拡散可否を事前に出版社に確認する必要があった。	①地域で地道に公共性の高い活動を続ける団体の支援を続けたい。	
10	地域団体向け講座開催支援	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容をアドバイスし、開催・運営を支援します。	人権推進課	Nobody's Perfect子育てラボ 【テーマ】 「完璧な親も子どももいません」ゆりりと肩の力を抜いて、子育てで本音トークをしませんか?～Nobody's Perfect体験講座～ 【日時】 令和8年3月10日(火)午前10時～午後0時 【講師】 前田真由美さん(NP-J認定ファシリテーター、公認心理師、保育士) 【参加者数】9名	①Nobody's Perfect子育てラボとの共催。 子育て中の保護者対象の講座のため、保育数の枠を最大限に広げて募集を行い、保育環境の整備に努めた。また、保育可能な年齢が1歳以上であるため1歳未満児は同席することなど、団体との事前打合せ等も密に行なった。同席の赤ちゃんがいることの想定や参加者が和やかな雰囲気できちんと話し合うことがしやすいように和室での開催とした。	①30、40代といった若い世代を中心に開催できた講座であったため、今後若い世代の興味関心を広げていけようと思うが、そのためには、保育についての整備が大きな課題となっていく。	①令和8年度の地域団体向け講座開催支援を募集予定。	
11	家庭教育応援制度	乳幼児や小・中学生の保護者参加者数：1,360名(大人923名、子ども437名) 学習会の主なテーマ 1 親子で楽しむ運動遊び 2 親子のコミュニケーション 3 脳と心と体を刺激するコーディネーショントレーニング	地域教育課	実施団体:38団体(幼稚園、保育園、小中学校及びPTA等) 参加者数:1,360名(大人923名、子ども437名) 学習会の主なテーマ 1 親子で楽しむ運動遊び 2 親子のコミュニケーション 3 脳と心と体を刺激するコーディネーショントレーニング	①女性保護者の参加が多いため、おやじの会等(男性が主体となる団体)に対しても募集案内を配付し、積極的な制度利用を促した。	①令和7年度の学習会では男性が119人と多くの参加があるものの、男性参加率は約13%に留まっている。平日日中に開催される学習会もあり、男性も参加しやすい学習会の設定を促していく必要がある。	①今後も男性保護者が子育てや家庭教育などの子どもの育成に関する学習活動ができるよう、広報かつしか、ホームページ等を活用し、広く事業周知を行う。また、男性の参加を促すため、開催日時やテーマを工夫する等、説明会の機会を捉え、各団体に伝えていく。	

施策の方向2 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進

12	防災に関わる講座	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。	危機管理課 人権推進課	【テーマ】 危機管理課・人権推進課共催 防災講座「今どき地震防災～家族と自分を守る在宅避難のポイント～」 【日時】 令和7年8月30日(土)13:30～16:00 【講師】 富川万美氏(NPO法人M+plug:アクティブ防災事業代表 理事 富川万美氏)	①災害時に避難所において、女性がどのようなことで困っていたかを具体的にあげるとともに、女性をはじめ、子ども・高齢者・日本語が話せない人など多様な視点を防災に生かす重要性を学ぶ機会とした。	①災害時における女性特有のリスクを中心に説明したが、参加者アンケートでは内容の受け止め方に差が見られた。今後は、避難所運営における多様な役割や協力体制など、性別を問わず当事者意識を持てる内容を盛り込み、より多くの参加者にとって実践的な講座となるよう改善を図る。	①男女平等の実現に向けて、性別や年齢を問わず誰もが防災において主体的に行動できるよう、多様な視点を取り入れた講座を継続して実施予定。	
13	女性のための防災対策等検討委員会【新規】	女性のための防災について議論し、防災会議に答申を提出、それに基づいて地域防災計画の修正や女性の防災施策を前進させます。	危機管理課	委員会を実施し、葛飾区集合住宅防災マニュアルと、避難所運営マニュアルチェックリストについて区の取組みを説明し、事業の方向性について委員を意見交換を行った。	①区の防災対策について、女性の視点が欠けることのないよう、区内の女性のための権利団体などから委員を選出し、事業への意見聴取を行った。 (参考:外部団体委員所属団体) ・東京都立大学 ・特定非営利活動法人 Hand Over Japan ・葛飾区婦人団体連合会 ・かつしか女性会議 ・葛飾区消費者団体連合会 ・レインボーリボン ・消防団(女性隊員2名)	①当該委員会では男女平等の観点から様々な意見をいただき、区の事業を進めている一方、女性が安心して過ごせる避難所づくりなど防災上の様々な課題が残存している。	①今後とも、区の防災事業について女性の視点が欠けないよう、毎年の開催を継続し、委員からの意見を聴取しながら、区の事業の検討を進める。	

施策の方向3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

14	審議会等への女性の積極的な登用	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を高めていきます。	関係各課	令和7年4月1日現在 ①審議会数59、女性のいる審議会数52 参画率88.1%(前年比 ▼3.9%) ②委員総数1,063名、女性委員数324名 参画率30.5%(前年比▲0.8%)				
15	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時とらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。	人権推進課	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」を行う際に、「審議会等への女性参画促進に関する指針」を配付した。	①調査した内容を踏まえ、課内で現状の確認を行い、男女平等推進本部会及び幹事会、男女平等推進審議会に報告を行い、男女問わず意見を聴取した。目標値の40%を達成していないことから、政策・方針決定過程への女性の参画率を上げるため「審議会等への女性参画促進に関する指針」を各課に送付した。	①条例や要綱で職務の指定がされている審議会等が多くある中、団体や企業の役職付きに女性が少なく、女性参画の人数が伸びにくい状況である。	①引き続き、各課には政策・方針決定過程への女性の参画率を上げるため、「審議会等への女性参画促進に関する指針」に基づき、委員を募集する際は女性を推薦していただくよう呼びかけていく。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
16	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。	人権推進課	令和7年3月31日時点の女性の参画率について、令和7年4月に全課あてに調査を実施。その結果を葛飾区男女平等推進審議会及び庁内組織である男女平等推進本部会に報告するとともに区ホームページで公表した。	—	—	—	
17	葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進	女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等の取組を行います。	人事課	「葛飾区職員 活いきワークライフ推進計画」(第四期 葛飾区職員次世代育成支援計画)を策定し、係長級以上の職員に占める女性職員の割合を40%以上にすることを目標に掲げている。 そのため、本計画の内容を庁内外に周知するとともに、各種研修の実施により、職員の意識向上を図った。	① ・主任3年目職員が先輩係長と懇談する中で、その役割について認識を深め、キャリアアップの意識を高めていくことを目的とする研修を実施した(男性にとっても女性にとっても意欲と働きがいの向上を目指していくことが、女性職員への対策になることから、女性職員に限定した研修は実施していない)。 ・研修生から提出された事前アンケートを基に、先輩係長と意見交換する中で、昇任への不安軽減や前向きな意識を醸成するとともに、研修生同士のヨコのつながりや先輩係長とのナナメ上の関係構築を目指した。	① ・事前アンケートで係長職に向けての不安を回答してもらい、係長としての業務量や責任の増大、仕事と生活の両立などの項目が多く挙げられた。先輩係長との懇談等を経て、受講後には、「良かった」(83%)、「まあ良かった」(17%)、全員が肯定的な回答であった。 ・研修による意欲やモチベーションの向上が、その後の職場での行動や昇任意向にどれほど好影響を与えるのかを分析し、研修以外の対策も含めて、さらに効果のある方法を考えていくことが課題である。	①令和8年度は、主任3年目研修を改善するとともに、係長1年目や管理職候補者を含む管理職を対象に、キャリア形成支援など上司の支援力向上を目的にする研修を新規で実施し、その実施結果を検証し今後の人事戦略に活かしていく。	
目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します								
課題1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進								
施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの実現								
18	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける普及活動等を行います。	人権推進課	産フェア 第39回葛飾区産業フェア出展 【日時】 令和7年10月24日(金)午前10時～午後4時 令和7年10月25日(土)午前10時～午後4時 令和7年10月26日(日)午前10時～午後4時 【展示】 ・男女平等推進センター事業内容パネル 【配布】 ・各種啓発資料、グッズ ・講座チラシ ・各種リーフレット、パンフレット ※「ワーク・ライフ・バランスのためのカエル筆箋」を作成(1,000部) ※「かつしかワーク・ライフ・バランス読本」を改訂 【来訪者数】 延べ1982名	①来場者数の多い産業フェアに出展し、ウィメンズバルを利用したことがない方にも広く啓発物を渡せるよう工夫をした。若年層にもワークライフバランスを啓発していくため、配布物の「かつしかワークライフバランス読本」には「家事の「見える化」チェックシート」を新たに作成するなど内容の工夫も行った。来場者のワーク・ライフ・バランスについての意識調査については、今年度も仕事、家庭生活、個人の生活、地域活動のいずれかにシールを貼ってもらう形式で参加をしてもらった。シールを貼るだけという手軽さのため、多くの方(1,145名)にアンケートに参加していただいた。小学生には「カエルのひみつ」を用意したが参加者が多かったため「かえるのぬりえ」も追加で配布できるように対応した。	①正確にはカウントしていないが、例年、若年層より高齢者の来訪が多いように感じている。ワークライフバランスについて推進していく年代に啓発ができるようにしていくことが課題である。	①令和8年10月出展予定	
19	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、その意義やライフスタイルに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。	人権推進課	【テーマ】 パパ&ママといっしょに絵本ライブ ～家族みんなでニコニコしよう！ 【日時】 令和7年7月12日(土)10時～12時 【参加者数】16組49名	①楽器の伴奏で絵本を読む絵本ライブという形で、父親の育児参加を促した。父子限定とせず、家族のイベントとすることで、父親の意識が子どもだけでなく妻を含んだ家族全体に向くようにした。	①家事時間の男女差はまだ大きい。日常の育児、ひいては家事へも父親の意識を向けさせ、分担比率を引き上げたい。	①継続して参加を希望される方がいるほどの人気講座で、今後も定番絵本に加え、人気の絵本を使用した公演を開催し、父親の家族回帰に寄与する。	
20	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行【新規】	ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌を作成しイベント等で配布します。	人権推進課	「Loop(ループ)vol.19」発行 事業者・個人を含めた広く区民向けのワーク・ライフ・バランス情報誌として発行した。 【内容】 (1) 学ぼう、認知症介護のこと ～とりあえず知っておきたい認知症ケアとお金の話～ 執筆: 木村誠氏(福祉事務所長) (2) 地域で輝き、選ばれる企業となるために！～中小企業の人材の獲得と定着に向けた組織づくりとは 執筆: 青柳紗千子氏(オフィス アオ・インサイツ代表・中小企業診断士) (3) ワーク・ライフ・バランス取組企業紹介 特定非営利活動法人 大地株式会社 プライツウェイ 【発行部数】 3,500部 【配布】 ・区内施設 ・産業フェア ・パルフェスタ 他	①ウィメンズバルのほか、地区センターや図書館、産業フェアでも積極的に配布したこと、区ホームページにも掲載したことで、多くの区民の方に周知をすることができた。 企業だけでなく共働き家庭等様々な立場の方にワーク・ライフ・バランスについて知るきっかけを提供することができた。	①ワークライフバランスについて推進していく年代に配布や周知ができるようにしていくことが課題である。	①「Loop vol.20(ワーク・ライフ・バランス情報誌)」(令和8年10月発行予定) 【発行部数】 3,500部予定 区内施設で配布するほか、産業フェア、パルフェスタで配布予定。	
21	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行い、職員のワーク・ライフ・バランス実現を図ります。	人事課	「葛飾区職員 活いきワークライフ推進計画」(第四期 葛飾区職員次世代育成支援計画)において、職員一人当たりの平均超過勤務実績を前年度以下にするなどを目標に掲げている。 そのための取組として、超過勤務命令の上限時間やワークライフバランスの達成状況に関する周知を行った。 また、休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進した。	②男性・女性関係なく、全ての職員が状況に応じた柔軟な働き方ができるように、環境整備に取り組んでいる。	②職員一人あたりの超過勤務時間数は前年度より増加している。全ての職員が状況に応じた柔軟な働き方ができるように、引き続きテレワークや時差出勤等の活用等により、超過勤務時間数の削減に努めている。	②「葛飾区職員 活いきワークライフ推進計画」に基づき、以下の項目を実施する予定。 ・研修の実施 ・超過勤務縮減促進の周知 ・時差出勤やテレワーク等の活用 ・ワークライフバランスの達成状況に関する情報発信	
22	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり	職員一人一人が仕事の進め方や内容を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現するとともに、誰もが活いきと活躍できる職場づくりを推進します。	人事課	令和7年度における3つの取組として、①女性管理職の事例周知による意識醸成、②育児休業取得前後におけるフォロー体制の仕組づくり、③面談のスキル向上及び職場づくりに関する研修の実施について、人づくり推進本部会・幹事会に報告のうえ、推進してきたところである。 そのうち、誰もが活いきと活躍できる職場づくりのため、「仕事と育児の両立支援ハンドブック」の策定を進めた。	②令和7年度における3つの取組を人づくり推進本部会・幹事会に報告のうえ体系的に推進した。また、誰もが活いきと活躍できる職場づくりのため、「仕事と育児の両立支援ハンドブック」を策定し、育児と仕事の両立に関する情報を一元化した。	②ハンドブックの周知・活用促進が今後の課題である。また、育児に限らず介護等を含めた多様なライフイベントへの対応や、男性職員の育児休業取得促進に向けた風土の醸成等にも引き続き取り組む必要がある。	②ハンドブックを活用した研修や啓発活動を通じて、職員への浸透を図る。また、育児休業取得者及び周囲の職員双方へのフォローアップを検討し、性別を問わず誰もが働きやすい職場環境の実現を目指していく。	
施策の方向2 仕事と子育て・介護等との両立支援								
23	保育園等の多様な保育サービスの充実	地域の保育需要を見据えて需給バランスの維持を図り、年間を通して利用しやすい保育環境の充実を実現するとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育サービスに対応し、仕事と子育てを安心して両立できる環境を構築します。	子育て政策課 子育て施設支援課 保育課	(1) 既存施設の認定こども園化 幼稚園型認定こども園と光幼稚園 (2) 施設の大規模修繕費用の補助 私立保育所8施設 幼保連携型認定こども園2施設 (3) 多様な保育サービス ①延長保育 認可保育所(公立・私立)、小規模保育事業所合わせて約9割の施設で実施 ②休日保育 6施設 ③病児・病後児保育 11施設	②男性・女性に関係なく、安全な保育環境のもと保護者が子どもを安心して預けられるよう、令和6年度から新たに教育・保育施設への大規模修繕の補助を行った。	②育児休業取得率の上昇や働き方改革により、男性・女性保護者問わず勤務状況が変わってきているため、必要としているサービスの変化を捉えて多様な保育サービスを提供していく必要がある。	②引き続き、仕事と子育てを行っている保護者が安心して子どもを預け、子どもが安全・安心に過ごせる環境を維持できるよう、施設面、サービス面において子育て支援を行っていく。	
24	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で監視が必要な小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。私立学童保育クラブに対しては、運営経費の一部を助成します。また、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。	子育て政策課 放課後支援課	○令和7年4月開設 道上新小の森第一・第二学童保育クラブ ○令和7年9月移転 水元第一・第二学童保育クラブ ○令和7年度私立学童保育クラブ事業費助成額(予算)1,537,997,000円(72箇所分)	①再開発などにより待機児童が多い地域について優先的に、学校改築時の学童保育クラブの新設や緊急対策としての放課後居場所事業「かつしかプラス」を実施している。	①私立学童保育クラブの増設を進め、受け入れ児童の拡大を図ったが、共働き世代の増加により入会者数も年々増加しているため、依然として待機児童の解消には至っていない。	①将来的な待機児童ゼロを目指し、放課後支援事業の総合的な再構築の検討を継続しながら、学校改築等に合わせた校内学童保育クラブの開設をはじめ、待機児童解消に向けた緊急対策としての放課後居場所事業「かつしかプラス」の実施校拡大を進める。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
25	ファミリー・サポート・センター事業	サポート会員(子育てを支援する人)がファミリー会員(子育てを必要とする人)に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録制・住民参加型の有償サービスです。	子育て応援課	【活動回数】 8,363回 【活動時間数】 11,116.5時間 【ファミリー会員】 1,658名 【サポート会員】 155名 【両方会員】 7名 (令和8年3月末現在)	②・男女問わずサポート会員を増やすために、新規サポート会員向けの研修において、これまで社協職員が説明していた「保育の心」を、実体験に基づいた分かりやすい講話となるよう、助産師(区民講座で講師経験豊富な方)に依頼している。 また、男女問わず登録5年を経過するサポート会員には「フォローアップ研修」として参加してもらい、新人とベテランの意見交換の場となるよう工夫している。 ・ファミリー会員が女性のサポート会員を希望する場合もあるが、ファミリー会員からの依頼が急増していることもあり、理解をしていただける場合には男性のサポート会員を紹介するなどして、サポート会員の負担が偏らないよう工夫している。	②・サポート会員の新規登録者数は微増であるが、男性のサポート会員の割合が以前よりも増加している。ファミリー会員からの依頼件数の急増に対応するためにも、引き続き男女問わずサポート会員の増員に向けてPRを実施していく。 ・サポート会員の中には仕事をしている方も多く、午後の早い時間帯に活動できる人が少ない。 ・仕事をしているサポート会員が多い影響で、新しく地域リーダーを担ってくれる人材が乏しいが、その中でも少しずつ地域リーダーの世代交代を進めている。男性の地域リーダーも誕生し、活動を実施している。 ・会員から「ファミリー・サポート・センターを知らない人は多い」という意見が多く、周知方法を検討していく必要がある。	②・サポート研修にベテランと一緒に参加することによって、新人の不安な気持ちを払拭したり、活動が具体的にイメージしやすくなることにより、登録継続率が向上するように配慮する。 ・社会福祉協議会のイベントでの周知はもちろん、区主催の子育て関連イベントでも周知するなど、工夫していく。 ・ファミリー会員の登録は両親どちらかの来所、両親共に来所等様々だが、引き続き、父母ともに制度を理解の上、利用してもらうよう促す。 また、サポート会員についても夫婦での登録を呼びかけていく。 ・未就学児の利用料に対する全額補助が開始した影響により、依頼件数が増加し、サポート会員の疲弊が表面化している。ファミリー会員には男女を問わず、有償ボランティア事業であること、全てを引き受けることができない可能性があること、一時的な支援であることを理解してもらうことができるよう、引き続き丁寧に説明をしていく。	
26	ショートステイ・ワイルドステイ事業	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。	子ども家庭支援課	保護者による子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、青戸地区と金町地区の2箇所の施設で夜間保育や短期宿泊保育事業を行った。 年間利用人数(青戸) 夜間保育(トワイライトステイ) 592名 短期宿泊保育(ショートステイ) 367名 年間利用人数(金町) 夜間保育(トワイライトステイ) 187名 短期宿泊保育(ショートステイ) 81名	②ショートステイは、育児不安や負担感を理由にした利用が多い。父親が仕事に出て母親が一人で子の世話をすることによる育児疲れや、一人親家庭で仕事や資格取得のための通学などで子を預ける必要がある家庭、近隣に子育てを頼める親族がいない家庭などをサポートすることで、児童虐待を防ぐ役割の一つになっている。	②金町・水元地区の利用者を対象とした新規施設が増えたことで、既存施設(青戸地区)との利用率平準化が課題。	②令和7年度から委託事業者が1社増えたことで、金町・水元地区の利用者の受け入れをカバーできるようになったが、青戸地区への偏りをなくし、区全体のニーズに応えられるようにする。	
27	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障が生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。	福祉管理課(社会福祉協議会)	【利用回数】 473回 【利用時間数】 1,068.5時間 【登録世帯数】 12世帯 【利用世帯数】 11世帯 (令和8年2月末現在)	②父子世帯からの問い合わせはなかったが、相談者の性別にかかわらず、同様の説明をするように心がける。 様々なケースについて、利用者と事業所の要望・意見を聞き、初回には同行するなどして安定した利用につながるよう調整を行った。	②相談者がひとり親になった事情(例:DV被害)によっては、同性の職員が面談するといった配慮が必要なケースも出てくると思われる。 多くの利用希望者、また多用なケースに対応するためにも、契約事業所数を増やすことが喫緊の課題である。	②相談者に不平等だと感じさせない対応を心がける。 また、事業所がヘルパーを派遣しやすいよう、意見も取り入れながら制度を改善していく必要がある。	
28	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に出向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。	障害福祉課	【延べ実施回数】177回 登録者数 50名(令和7年度新規登録者数 14名) ※備考参照	①関係機関と協力し、医療的ケア児者を子育て、介護している家庭に本事業の周知を行い、利用登録者、利用回数が増えている。 令和8年度に向けて、1年度に利用できる上限時間を増やす方向。 ②男女区別なく必要な人に必要なサービスの提供を行っています。	①今後も継続して必要な方への利用を促進する必要がある。	①本事業を利用することで、重症心身障害児(者)等を介護する父親や母親が、一時的に介護から離れることができ、負担軽減を図る。また、医療的ケア児者を育てる父親母親が、離職せず子育て、介護の両立ができるよう、就労支援としての活用をすすめていく。	①令和7年度事業実施内容について、令和8年3月31日まで利用があるため記載できません。 この項目については実績をまとめた後に回答いたします。 ※4/15追記 実績が確定いたしましたので、実施内容を追記いたしました。
29	しあわせサービス事業	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。	福祉管理課(社会福祉協議会)	【活動回数】 3,295回 【活動時間数】 4680.5時間 【利用会員数】 199人 【協力会員数】 152人 (令和8年2月末現在)	②独居の利用者宅には、なるべく同性の協力会員を紹介している。男性の協力会員も増えてきている。双方の理解が得られた場合には、異性を紹介することももある。 いずれにしても、「男性独居宅」を理由にして断ることがないようにしている。 コーディネーターの訪問についても、独居宅にはケースによっては2人体制で対応するなどしている。	②女性協力会員が圧倒的に多いが、男性協力会員の割合は徐々に伸びており、同性宅への紹介に配慮しつつであると依頼範囲が限られることもある。男性協力会員のモチベーションを保てるよう活動先を拡大する工夫が必要。 福祉課題が大きく代わり、利用者のニーズもこれまでとは変わってきている。既存の制度では対応できないケースも増えている。	②利用会員および、協力会員に不平等だと感じさせない対応を心がける。 利用・協力会員どちらも減っている中、新たなニーズに対応できるように、対象者の範囲を拡げるなど、サービス拡大に向けた検討を進めていく。	
30	在宅高齢者福祉サービス	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。	高齢者支援課	(1) 自立支援住宅改修費助成 253人 (2) 住宅設備改修費助成 95人 (3) おむつ支給・使用料助成 3,134人 (4) 出張理美容サービス 3,501回 (5) 配食サービス 531,936食	①在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図るため、広報や区のホームページにより事業の周知を図っている。	①(1)(4)(5)については、制度が介護事業所や区民に周知され、実績が伸びてきている。	①令和8年度は、以下のとおり令和7年度を上回るサービス・支援を提供する見込みである。 (1) 自立支援住宅改修費助成 259人 (2) 住宅設備改修費助成 94人 (3) おむつ支給・使用料助成 2,561人 (4) 出張理美容サービス 4,084回 (5) 配食サービス 539,502食	
31	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備	子育て支援制度等の認知度を高めるための取組や子育て支援制度等を利用しやすい職場環境の整備を行います。	人事課	子育て部分休暇の導入や部分休業の改正を行ったため、子育てでらくらナビSKIPを改訂し、休暇制度についての周知を行った。	②休暇制度の改正に伴い、職員の子育て支援制度利用促進を図るために子育てでらくらナビSKIPを改訂し、周知を行った。	②取得対象者の子育て支援制度の認知度は高まってきており、女性職員はもとより、男性職員の子育て支援制度の利用率についても向上してきているが、職員への周知だけでなく、引き続き子育て支援制度等を利用しやすい職場環境の整備を行う必要がある。	②「葛飾区職員 活いきワークライフ推進計画」に基づき、以下の項目を実施する予定。 ・相談窓口での個別相談対応	
施策の方向3 企業の労働環境改善に向けた支援								
32	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	区内中小企業を対象にアドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。	産業経済課	区内中小企業のうち、改正育児介護休業法に則った就業規則が未整備の企業を対象に、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、啓発及び規則整備支援を行う。 社員が生活と両立しながら長く働ける環境を整えることを目的として実施した。 【募集期間】 令和7年4月1日～12月12日 【実施件数】 8件	①葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金の要件に「育児・介護休業法に対応した就業規則があること」を入れたことにより、就業規則に育児・介護休業等の規定を設けることに着眼する事業所を増やした。	①アドバイザー派遣を受けた後、事業所でどのような変化があったのか、なかったのかの検証ができていない。	①令和8年度より、アドバイザー派遣を受けた事業所に派遣後一定の期間を経過した時点で再訪し、その後の状況を確認することとした。	
33	企業向けセミナー	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。	人権推進課	【テーマ】タイムマネジメントがワークライフバランスにつながる! ～個々の生産性を高め人も企業も幸せに～ 【日時】令和8年2月26日(木)午後2時～午後4時 【講師】丸茂喜泰氏(株:シンブルプラン代表取締役、キャリアコンサルタント) 【参加者】11名	①東京商工会議所葛飾支部を訪問し、現場のニーズを把握すると共に講師候補者を紹介いただいた。	①例年応募が少ないため、実践的な内容の講座を用意したが、微増に留まった。例年東京商工会議所葛飾支部には多大な協力を頂いているが、今後は同会員外の事業者にも情報が行き渡るよう工夫したい。	①本事業の目的(区内企業におけるワークライフバランス推進と定着)にを達成するため、様々な事業者に対するアプローチを続けたい。	
施策の方向4 女性の職位業生活継続のための支援								
34	女性のための再就職講座	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座を開催します。	人権推進課	【テーマ】 ①～今の自分ができること、やりたいこと～「自己理解・自己PRのポイント」 ②職場の人間関係がうまくいく!「コミュニケーションのコツ」 【日時】 ①令和7年7月29日(火)セミナー:10:00～正午、個別相談会:午後0時20分～午後1時25分(1人30分程度) ②令和7年12月16日(火)セミナー:10:00～正午、個別相談会:午後0時20分～午後1時25分(1人30分程度) 【講師】 ①磯貝和子さん(株式会社SEMILLA(セミラ) 代表/1級キャリアコンサルタント) ②鈴木真木子さん(国家資格キャリアコンサルタント) 【参加者数】 ①49名 ②45名	①女性求職者の掘り起こしは重要な課題であるとともに、女性の多くは、育児や介護等の様々な制約により、居住地から離れて就職活動を実施することが難しいため、アウトリーチ型の支援が必要である。そこで、今年度は7月と12月の2回、公益財団法人東京しごと財団と連携し、実施事業であるキャリアバン型のセミナー及び個別就業相談会を実施することとした。 ②1回目のセミナーが、しごと探しにおけるポイント等の講義やコミュニケーションの傾向などの自己理解のワークなど、就職活動を進めるうえで役立つ内容であったのに対し、2回目のセミナーは、採用後の職場を想定し、円滑なコミュニケーションで人間関係を良好に気持ちよく働くために必要となる適切な「伝わり方」と「関わり方」をアサーティブコミュニケーションの手法を用いて学ぶ内容とし、就職活動の始点から終点までを見越した内容とした。	①定員の50名に対し、69名の応募があり、キャンセル待ちが出る状態であった。実際の受講者49名の内訳は、葛飾区在住が13名と全体の3割弱で、その他の都内からの参加は30名、他県からの参加は6名であった。 ②前回は先着順で募集定員がすぐ埋まり、キャンセル待ちとなったものの、住所別の内訳では葛飾区内在住の受講者が、全体の3割弱にとどまったため、12月は募集開始後すぐに区SNSなどで積極的に周知を行った。結果、受講者45名のうち葛飾区内在住が16名と全体の約35%に微増した。	①個別相談会の参加者は定員12名に対し、応募者は22名でキャンセル待ちが出るほどの状態となった。キャリアカウンセラーに直接、自分の相談ができることもあり、非常に要望が多いため、共催を継続していきたい。 ②参加者の年齢構成が、30～34歳が5名、40～44歳が4名、45～49歳が10名、50～54歳が8名、55～59歳が11名、60～64歳が7名と、今年度第1回と比べて参加者の年齢層が高かったことを踏まえ、来年度は「50代からのキャリアデザイン」といったテーマを提案していきたい。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
35	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。	産業経済課	「簿記初級講座」「簿記3級講座」「簿記3級検定試験対策講座」「簿記2級受験対策講座」「医療事務講座」「介護事務講座」「調剤事務講座」「宅地建物取引士講座(第1、第2、第3クール)」「FPを目指す分野別講座」「FP技能士検定3級講座」「登録販売者試験対策講座」等のキャリアアップ支援講座を20講座(延べ107日間)開催した。208名の受講者が参加、うち女性受講者は176名(比率84.6%)であった。「医療事務講座」「介護事務講座」「調剤事務講座」は女性受講者が100%であった。毎年好評の「FPを目指す分野別講座」は2回開催し、40名の受講者が参加、うち女性受講者は32名(80%)で圧倒的に女性の受講者が多かった。令和7年度より「登録販売者試験対策講座」を開催し、6名の受講者が参加、うち女性受講者は5名であった。	①今年度初めて開催した「登録販売者試験対策講座」では、平日の火曜・木曜の20日間の開催にもかかわらず、出席率も良くアンケート結果でも全員の方が満足されたとの回答を得ることが出来た。ただ、試験範囲の容量が多く、時間が足りないとの意見もあり今後の課題になった。毎年2回開催している「FPを目指す分野別講座」では、話題になっている「年収の壁」の時間を増やすなど、内容・ボリュームをタイムリーにアレンジした。	①「簿記初級」の参加者は毎回比較的多かったが、翌週から始まる「簿記3級」を続けて受講する方が少なかった。2度目以降の「簿記3級」は6名、12名の応募で、特に3回目の参加者は途中からの欠席者が3名おり、講座内容等の精査が必要と考えている。	①今後もニーズのある資格、資格取得意欲の多い資格を模索し実施して行きたい。また、「登録販売者試験対策講座」の時間が足りないとの意見を踏まえ、講座時間の増加等の改善を計ってゆきたい。また、「簿記3級講座」の改善にも務めてゆきたい。	
36	女性の就業・創業支援事業	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します(女性限定セミナー含む)。	産業経済課	＜創業支援(テクノプラザかつしか 主催)＞ (1)創業塾 1期(1期全5回) 【参加者数】18名 うち女性参加者11名(61%) (2)女性対象、起業・創業なんでも相談 女性中小企業診断士による経営相談 【参加者数】 8名 3回実施 (3)女性起業家プチ起業セミナー 【参加者数】 21名 6回実施 (4)女性限定の起業スタートアップセミナー 【参加者数】 17名 (全5回) (5)ビジネスセミナー プロカメラマンに聞く売上アップにつながる写真の撮影方法と活用方法 2回 【参加者数】 31名のうち女性参加者26名(83.8%)	①＜創業支援＞ 女性限定の「身近な起業の始め方講座」は17名の参加者が参加、うち2名が創業塾にも参加され、起業に向けてのきっかけ作りから、創業塾へのステップの役割を担う講座になっている。また令和5年度から実施の「女性対象 起業・創業なんでも相談」にも多くの相談者が来られ、現実的な起業に向けた活動への第一歩に繋がっていると思われる。 「女性対象 起業・創業なんでも相談」にも多くの相談者が来られ、現実的な起業に向けた活動への第一歩に繋がっていると思われる。 ＜就職支援＞ 「初心者のための生成AI」講座なども新たに内容を刷新して開講した。	①＜就職支援＞ 中級、上級講座の演習や実践に参加する方が少なく、講座を中止する回数が多かった。次年度はPC講習会の内容を刷新し、新たな講座の企画も考慮する必要があると感じている。	①混沌とした社会情勢で、何処にニーズがあって、区民の方が欲している内容が何処にあるかを見極め、新たなビジネスセミナー等の企画を手掛けるようにして行きたい。	
36	女性の就業・創業支援事業	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します(女性限定セミナー含む)。	産業経済課	＜就業支援＞ 就職支援のためのパソコン講習会 94講座 ＜創業支援(区主催)＞ (1)創業塾 5期(1期全6回) 【参加者数】 88名 うち女性参加者48名(54.5%) ＜就業支援＞ (1)女性向け就職支援セミナー 2回 【参加者数】 42名 (2)一般向け就職支援セミナー 13回 【参加者数】 194名のうち女性参加者138名(71.1%) (3)若年者向け企業交流会 3回 【参加者数】 49名のうち女性参加者14名(28.5%) (4)地域人材確保総合支援事業 3日間のセミナーと面接会 6回(女性限定) 【参加者数】 41名 (5)再就職を目指す女性のための職業訓練(東京都と共催)5日間の職業訓練 4回 【参加者数】 40名	＜就業支援＞ (1)女性向け就職支援セミナー 2回 【参加者数】 42名 (2)一般向け就職支援セミナー 13回 【参加者数】 194名のうち女性参加者138名(71.1%) (3)若年者向け企業交流会 3回 【参加者数】 49名のうち女性参加者14名(28.5%) (4)地域人材確保総合支援事業 3日間のセミナーと面接会 6回(女性限定) 【参加者数】 41名 (5)再就職を目指す女性のための職業訓練(東京都と共催)5日間の職業訓練 4回 【参加者数】 40名			
36	女性の就業・創業支援事業	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します(女性限定セミナー含む)。	産業経済課	＜創業支援(区主催)＞ (1)創業塾 5期(1期全6回) 【参加者数】 88名 うち女性参加者48名(54.5%) ＜就業支援＞ (1)女性向け就職支援セミナー 2回 【参加者数】 42名 (2)一般向け就職支援セミナー 13回 【参加者数】 194名のうち女性参加者138名(71.1%) (3)若年者向け企業交流会 3回 【参加者数】 49名のうち女性参加者14名(28.5%) (4)地域人材確保総合支援事業 3日間のセミナーと面接会 6回(女性限定) 【参加者数】 41名 (5)再就職を目指す女性のための職業訓練(東京都と共催)5日間の職業訓練 4回 【参加者数】 40名	＜就業支援＞ (1)女性向け就職支援セミナー 2回 【参加者数】 42名 (2)一般向け就職支援セミナー 13回 【参加者数】 194名のうち女性参加者138名(71.1%) (3)若年者向け企業交流会 3回 【参加者数】 49名のうち女性参加者14名(28.5%) (4)地域人材確保総合支援事業 3日間のセミナーと面接会 6回(女性限定) 【参加者数】 41名 (5)再就職を目指す女性のための職業訓練(東京都と共催)5日間の職業訓練 4回 【参加者数】 40名			
37	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。	人事課	「葛飾区職員 活いきワークライフ推進計画」(第四期 葛飾区職員次世代育成支援計画)の内容を庁内外に周知するとともに、引き続き葛飾区職員採用案内パンフレットに男性職員による育児休業の体験談を掲載し、子育て等に関心を持つ就職希望者へのアピールに取り組んだ。	②男性・女性に限定しない研修(係長職に向けた役割認識とキャリアデザイン)にて、子育て支援制度の周知と利用促進に努めた。	②出産支援休暇や育児参加休暇などの出産支援制度を利用して働く男性職員も引き続き増加傾向にあり、仕事と子育てを両立できる環境が整ってきている。 今後、どのような部署においても育児休業等の制度を取得しやすい職場環境を整備するとともに、当事者だけではなく全職員に対して制度の周知等に取り組んでいく。	②「葛飾区職員 活いきワークライフ推進計画」に基づき、以下の項目を実施する予定。 ・育児休業を取得した職員による体験談周知 ・男性職員に対する子育て支援制度等の説明 ・葛飾区職員採用案内への育児休業等を取得した男性職員の掲載 ・育児休業を取得する職員の代替職員確保策の検討 ・育児休業取得者の円滑な職場復帰のための支援	
課題2 家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進								
施策の方向1 男性の家事や子育てへの参加促進								
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。	人権推進課	【テーマ】「ママとパパの愛情アップ講座」 父親対象の【赤ちゃんとの遊び、ふれあい】 【日時】令和7年6月8日(日)午前10時から午前12時 【講師】井戸陽子氏(NPOさんばハウス理事・助産師) 【参加人数】12組、36人	①両親揃って参加する事で、男性の育児参加、出産後間もない母親への労りを促し、家事育児に協力して取り組む意識の醸成を図る。	①講座前半で父親と母親が別々に受講することから、講座後半で相互に講座前半で得た気づきを相互に伝え合うセッションがあってもよいかもしれない。	①引き続き男性の家事、育児、介護への参加が進むような講座を実施したい。	
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。	人権推進課	【テーマ】 「自分の人生を大切にする介護」～介護すること・されることへ 【日時】 令和8年2月7日(土)午後2時～4時 【講師】 飯野三紀子さん(一般社団法人介護離職防止対策促進機構理事、ココロとカラダのケアラボ 主宰) 【参加者数】 26名	①募集については10月に開催された産業フェアや別の講座でも宣伝のため事前にチラシの配布をし募ったこともあり、募集開始すぐに定員に達したため定員拡充の調整を行った。 ②講座の内容が具体的な事例に基づきながらであったためとても分かりやすかったという声が多かった。介護保険課からの「葛飾区の介護保険サービス」についての冊子資料を1部ずつ配布したことで、さらに具体的な内容となった。	①男性の応募や参加も増加しているが、やはり女性の応募・参加が多いのが現状である。男性向けの講座であるので男性の興味を引く広報を工夫したい。	①開催予定	
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。	人権推進課	【テーマ】 パパと一緒にクッキング！わくわくクリスマス！ 【日時】 令和7年12月7日(日)午前10時～午後0時30分・午後1時～午後3時30分 【講師】 吉田光一氏(東京聖栄大学准教授) 【参加者数】 父子18組 36名	①毎年、申込みが多数ある人気の講座のため今年度は午前、午後の2回の実施を行い参加の枠を広げる工夫を行った。2回の開催においては、講師の意向や、混乱のない開催方法を模索し、講師との連携や調整も密に行った。1回の開催時間を2時間半ずつとし、それに伴うメニュー決めや内容の工夫を行う。試食スペースや控室などスペースや動線の確保・調整を行った。	①2回実施については参加者数を確保していくためにも継続をしていく方向、より混乱なく開催をしていくためにも動線などを再確認していくことや、準備や片付けが多いので人員の確保も必要となることが課題である。	①令和8年度は12月に開催予定	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
39	ゆりかご面接 (ゆりかご葛飾)	安心して出産を迎えられるよう実施するゆりかご面接において、父親・パートナー向けの情報提供を行います。	青戸・金町保健センター	【実施】 保健センター(4)・子ども未来プラザ(3)・基幹型児童館(4)・子育て政策課(子育て支援窓口) 【配布】 ゆりかごプラン「これからパパになるあなたへ」(年度途中から「赤ちゃんを迎えるご家族へ」変更)・育児休業制度について」その他 【実施件数】 3374件	①・ゆりかご面接で、父親・パートナーが同席した際は父親・パートナーの困りごとや質問について相談に応じた。保健センター主催の妊婦向けの講座(マタニティサロン)に、父親・パートナーも参加可能である旨を案内したり、父親向けの動画を紹介。 また、配布物「これからパパになるあなたへ」を内容改定。家事・育児の役割分担や産後から3歳児までの過ごし方を明記することで、赤ちゃんのいる生活をイメージしやすくした。 ・面接時に区民が記入するアンケートを改定し、父親の育児休暇取得の有無や健康状態を追加した。	①ゆりかご面接の中で情報提供する量が多いため、限られた面接時間の中で、効果的に父親・パートナー向けの情報提供をしたり、家事・育児の役割分担について意識啓発をすることが求められる。	①継続実施。改定した面接アンケートや面接記録票を運用すること で、妊娠期から父親への支援にもフォーカスし、父親・パートナーも安心して新しい家族を迎えられるよう、切れ目のない支援を行っていく。	
40	ハローベビー教室・パパママ学級	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。	青戸保健センター母子保健係	ハローベビー教室 18回822人(父親324人) 平日パパママ学級 18回330人(父親152人) 休日パパママ学級 42回1029人(父親515人)	①令和7年度に限らず、事業開始当初から夫、パートナーの参加を積極的に勧めている。令和8年度は予約方法をはなしようぶコールからオンライン予約に変更して区民の利便性向上を図る。	①参加者からの評価は高い。参加者及び時代のニーズに合わせた内容にしていけることが必要。	①継続実施。引き続き参加者アンケートを実施し、ニーズを把握していく。	
41	育児学級(2か月児・5か月児)	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるようグループワークを通して仲間作りを行います。	青戸・金町保健センター	2か月児の会 84回1215人(父親253人) 育児学級(5か月) 72回939人(父親112人)	①令和6年度に引き続き、2か月の会では学級内で父親・パートナーだけの交流グループを来所人数に応じて実施。2か月、5か月の会共に、会場内に男性の視線を遮る授乳スペースを設置し、母親が授乳しながら講義を聴ける取り組みも継続しており、好評である。	①参加者及び時代のニーズに合わせた内容にしていけることが必要。	①継続実施。引き続き参加者のニーズ把握と父親参加を促していく。	

課題3 生涯を通じた健康支援

施策の方向1 ライフステージに応じた健康づくりに推進

42	健康づくり健康診査	ほかに健診を受ける機会のない、20歳から39歳の方または3歳未満の子どもを持つ親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	健康推進課	申込期間:3月～翌年2月 受診期間:4月～翌年3月 実施場所:区内指定医療機関 対象者:区内在住の当該年度ほかに健診を受ける機会のない方で、20歳～39歳の方もしくは3歳未満のお子さんの親 申込者数:2,359人 受診者数:2,419人	—	—	—	
43	特定健康診査	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	国保年金課	受診期間:令和7年7月1日～令和7年10月31日 対象者数: 57,806人 受診者数: 27,418人 受診率: 47.4% (令和8年3月26日現在の実績値)	①対象となった方全員へ健康診査の受診券を送付している。	①特になし	①引き続き、男女平等に健康診査を受診する機会を確保するとともに、医療機関において健康診査を実施する際に対象者への対応で不平等が無いように改めて周知を行っていく。	
44	基本健康診査	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	健康推進課	申込期間:4月～9月 実施時期:6月～10月 実施場所:区内指定医療機関 対象者:生活保護受給者ほか区の定める要件に該当する方(令和8年3月31日現在) 対象者(発送)数:3,293人 受診者数:2,517人	—	—	—	
45	成人歯科健康診査【新規】	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。	健康推進課	実施時期:6月～9月 実施場所:区内指定歯科医療機関 対象者:30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳(令和8年3月31日時点) 対象者数:55,004人 受診者数:6,293人	—	—	—	
46	長寿医療健康診査	高齢者の心身の特性に応じた健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	国保年金課	受診期間:令和7年6月1日～令和7年9月30日 対象者数: 59,951人 受診者数: 36,760人 受診率: 61.32% (令和8年2月26日現在の実績値)	①対象となった方全員へ健康診査の受診券を送付している。	①特になし	①引き続き、男女平等に健康診査を受診する機会を確保するとともに、医療機関において健康診査を実施する際に対象者への対応で不平等が無いように改めて周知を行っていく。	
47	長寿歯科健康診査【新規】	76歳、81歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査(口腔内診査及び口腔機能診査)を実施します。また、口腔機能の維持向上のためのフォロー教室を健康プラザ等において無料で実施します。	健康推進課	実施時期:10月・11月 実施場所:区内指定歯科医療機関 対象者:76歳、81歳(令和8年3月31日時点) 対象者数:9,305人 受診者数:1,233人	—	—	—	
48	妊婦健康診査	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、超音波検査について、費用の一部を助成します。	青戸保健センター母子保健係	母子健康手帳交付数 3126件 里帰り出産等妊婦健康診査費用助成申請者 396件(うち助産所18件)	—	—	—	
49	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。	健康推進課	実施期間:通年 実施場所:区内指定歯科医療機関 対象者:妊婦(受診券は母子保健バックで配布) 対象者数:3,126人 受診者数:1,083人	—	—	—	
50	産後ケア(ゆりかご葛飾)【新規】	安心して子育てができるよう、産後ケア(産婦健康診査・宿泊型・通所型・訪問型)について、基本利用料を助成し、無料とします。	青戸・金町保健センター	【申請数】 3370人(令和6年度:3465人) 【宿泊型】 実1120人(令和6年度:1137人) 【通所型】 実1105人 【訪問型】 実243人	①サービス内容をより分かりやすく、利用しやすくするために、宿泊ケアを「宿泊型」、デイケアを「通所型」、乳房ケアを「通所型(短時間タイプ)」と「訪問型」へサービス区分と名称を変更した。 産後ケア利用中に、母親の心身のケアをしたり、父親の育児手技の練習をすることで、母子とその家族が安心して子育てが出来る環境を整えることができた。	①産後ケア利用者の満足度は高い。父親の育児休業取得率が上昇傾向にある中で、育児手技の獲得は母親だけでなく父親にとっても必要なスキルである。	①継続実施。既に父親支援の視点を取り入れている産後ケア実施施設もある。父親の意見を聞きながら、今後さらに、産後ケア実施施設と父親への支援について検討を進める。	
51	親と子のこころの相談室	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医や心理相談員による相談や指導を実施し、親への早期支援を行います。	青戸・金町保健センター	親と子のこころの相談室 【実施回数】医師相談10回、心理相談20回 【予約者数】68名 【受診者数】56名	①父親も育児不安や育児負担感による心の相談をしたいという声を受けて、要綱を改正し、対象者を妊産婦に限らず父親、パートナー、同居家族等も事業利用出来るようにした。	①対象者の幅を広げたことで、ホームページや保健師の地区活動による紹介等により、父親の利用があった。しかし、予約数は前年度と比較して横ばいであり、より必要な人が利用出来るよう周知が必要である。	①継続実施。妊娠期からの切れ目のない支援の一つとして、妊産婦や父親・パートナーも含めてこころの相談を希望する区民が適切なタイミングで事業利用できるよう、周知していく。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
52	乳がん検診	40歳以上の女性対象で隔年で受診できる。区内指定医療機関等で視触診の後、マンモグラフィ検査を実施。	健康推進課	申込期間:3月～12月 実施時期:4月～翌年3月中旬（視触診は翌年1月まで） 実施場所:区内指定医療機関等 対 象 者:40歳以上で前年度乳がん検診を受けていない方 受診者数:7,776人（ほかに、視触診のみの者:486人）	—	—	—	
53	子宮頸がん検診	20歳以上の女性を対象に、隔年で区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。	健康推進課	申込期間:3月～12月 実施時期:4月～翌年2月 実施場所:区内指定医療機関 対象者:20歳以上で前年度子宮頸がん検診を受けていない方 受診者数 11,419 人(R8.1月末時点)	—	—	—	
54	通所型住民主体サービス運営支援(介護予防事業)	高齢者の交流の場である「高齢者等サロン」や介護サービス事業者等が実施する高齢者の介護予防及び重度化防止のための緩和型デイサービス「ミニ・デイサービス」を行う団体に対し、運営支援を行います。	地域包括ケア担当課	地域での介護予防活動がより活発化するよう、介護予防の要素を含んだ活動を行う団体の運営支援を実施した。 ・ミニ・デイサービス 15か所 ・高齢者等サロン 33か所 合計 48か所(3月末現在)	②当事業は高齢者の介護予防及び重度化防止の緩和型のデイサービスを行う団体の運営支援を行っているものである。運営支援を行うにあたって男女という点では区別はしていない。	②男女の区別はしていないが、団体への活動参加について、女性の参加が多く、男性の参加は少ない状態である(男女比割合は出していない)。男性の活動参加が増えるように考えていく必要がある。	②今までどおり、特に男女の区別は行わず、介護予防活動という視点から事業の展開を図っていく。	
施策の方向2 性と生殖に関する啓発・支援								
55	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての講座を開催します。	人権推進課	「ママとパパの愛情アップ講座」 母親対象の【骨盤ケア講座】、両親合同受講の【夫婦で防ごう。育児ブルー】	①両親揃って参加する事で、男性の育児参加、出産後間もない母親への労りを促し、家事育児に協力して取り組む意識の醸成を図る。	①講座前半で父親と母親が別々に受講することから、講座後半で相互に講座前半で得た気づきを相互に伝え合うセッションがあってもよいかもしれない。	①出産後の精神面、身体面双方の健康管理に関する情報提供を企画した講座の実施	
56	エイズ・性感染症対策の充実	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。	保健予防課	エイズ及び梅毒即日検査を毎月1回最大20人の枠で実施した。 受検者数:175人	②無料匿名かつ事前予約制で実施している検査であり、予約枠を細かく分割することで受検者同士が権力顔を合わせない工夫をしている。事前予約の際には、担当課への電話に加え、オンラインでの受付を行っている。また、結果説明は原則男性医師が行うが、受検者が女性の場合など、希望を聞き、女性の保健師が伝えることもできる。	②検査日が月1回の平日日中で最大20人としているため、予約希望者が限定的になってしまっている。梅毒の感染拡大状況から若い年齢層が受検できる環境を整えることが必要である。	②検査実施場所や予約日時を柔軟に選択できる環境を整えることで、若い年齢層への受検を推し進める。	
57	妊娠・出産どうようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員が一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。	子ども家庭支援課	令和5年度で事業終了	—	—	—	
58	特定不妊治療費助成事業	医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	青戸保健センター母子保健係	保険適用された特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)とともに実施された先進医療の一部を区が助成します。 申請件数 255件 助成件数 254件	—	—	—	
目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備								
課題1 あらゆる暴力の根絶								
施策の方向1 配偶者からの暴力の未然防止と早期発見								
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」として、講座の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行います。	人権推進課	【テーマ】女性に対する暴力をなくす運動期間 【日時】11月12日～11月25日 女性に対する暴力を考えるパネル展示(DV関連)、DV防止への連帯を訴えるパープルリボンの作成、パープルリボンパネルの作成、ツリーとイルミネーションによるパープルライトアップの実施。パープルリボンキットの配布。啓発ポスターの掲示。カード、パンフレット、相談カードの配布。	①持ち帰って作成するパープルリボンキットの配布、パープルリボンの貼り付けによって完成させるパネル、広く暴力防止をよびかけるパープルライトアップなど多様な形で、暴力防止週間に意識が向けられるようにした。 ②DV防止についてのパネルでは、男性への呼びかけを行うパネルも展示した。	①アンケートの回答者のほとんどが女性であった。 ②男性に訴えかける内容の展示や掲示物が少なく、アンケートにも男性の意識をDV防止に向けた展示などを行ってほしいという声があがっていた。	①DV防止については被害を受けることが多い女性への連帯は引き続き示し、性別にかかわらず被害者連帯への取り組みや加害者側への呼びかけを積極的に行う。	
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」として、講座の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行います。	人権推進課	【テーマ】 「気づいていますか、パートナーからのモラハラ」 【日時】 令和7年11月17日(月)14:00～16:00 【講師】 中島由子さん (一般社団法人リエゾンちょうふ代表理事、公認心理師) 【参加者数】 17名	①例年、「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11/12～25日)に合わせて開催している。DVの周辺者・援助者を対象に含む講座とする場合に男性の受講可とすることもあるが、今回は、夫婦間・パートナー間で直面しやすい困りごとを扱った事例研究を行うため、受講対象は女性に限り、対面受講のみの開催とした。 ②例年はそもそもDVとは、であったり、DVのサイクル、受けられる支援等を体系的に講義する講座が多かったため、現在の生活にどこなくでも違和感を感じている受講者にモラハラを知ってもらう、を主眼に置いた講座とすべく、事例研究を主体とした内容とした。	—	—	
60	若年層に向けた啓発	若年層を対象として「デートDV(交際相手間の暴力)」の防止に関する講座を開催するなど、暴力やハラスメント防止意識を育みます。	人権推進課	【テーマ】 国際ガールズ・デー企画 ワタシが選ぶ自由な未来 第2回:映画上映会『ミートゥー・ムーブメント』 【日時】 令和7年10月19日(日)13:00～15:00 【参加者数】 9名	①世界(主にイギリス、アメリカ)で起こった女性解放運動の歴史を知るとともに、権力者から過去に受けた理不尽な仕打ちに対して女性が勇気をもって声を上げ、世界中に波及した#Me Too運動の真相と、変革を生み出した過程を描くドキュメンタリー映画を鑑賞し、ジェンダーに対する意識を高めるべく、上映会を実施した。	①アンケートの中に「映画上映に途中に入ってきた方の音で気が散った」との意見があった。上映会に遅れてきた来場者の対応については、後方で待機し、すぐに端の席を案内して着座いただくなど工夫したい。	①今回、性暴力には屈しない、というメッセージが世界的に広まった象徴的な出来事として#Me Tooムーブメントを選んだが、若年層に身近に感じてもらえるか疑問が残った。次回は、若年層への啓発という視点を一層意識したい。	
61	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードの発行や冊子等の配布・設置場所の拡充を図ります。	人権推進課	DV防止啓発メモ帳作成。 【作成部数】1,000部	①啓発が目的のため手に取りやすい大きさで、一般的に男性が抵抗の少ないデザインを用いた。	①啓発の目的がどれくらい達成できかが見えにくい。	①メモ帳よりふさわしい啓発物があれば製作費と相談で変更してもよい。	
62	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。	子ども家庭支援課	月～土曜日の午前8時30分～午後5時の間、電話で相談を受け付ける。 令和7年度は、関係機関、保護者からの相談を、約2,100件受けた。 また、相談の内容によっては、家庭訪問による面接などを実施し、相談者のニーズに沿った支援につなげている。	②子どもや保護者からの様々な相談を受けている。子どもやその家庭の福祉向上により、ひいては男女の平等に寄与する。	②職員一人あたりの担当件数が100件を超えており、関係機関との業務分担や連携が課題。	②関係機関との連携のやり方を見直し、よりきめ細やかな支援の提供と職員一人ひとりの業務負担の軽減を図る。	
63	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。	子ども家庭支援課	実務者会議に以下の部会を置き定期的に情報交換を行った。 ・進行管理部会・・・児童相談所と子ども家庭支援課職員により構成し、要保護児童の支援状況の確認を行う 12回実施 ・地区連絡部会・・・児童相談所、子ども家庭支援課、各保健センター職員により構成し、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の支援状況の確認、役割分担等を行う 8回実施 ・学校連絡部会・・・児童相談所、教育委員会、子ども家庭支援課職員により構成し、要保護児童、要支援児童のうち学齢児童の支援状況の確認、役割分担等を行う 3回実施	—	—	—	

事業 番号	計画 事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
64	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと協力し、状況に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関する普及啓発や関係機関の職員による多職種の連携強化を図ります。	高齢者支援課	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会…虐待に関わる関係機関の協議体として、虐待防止に向けて各種施策の普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種の相互連携を強化します。 【第1回】令和7年7月24日 【第2回】令和8年1月22日	①委員長から多くの委員に話をふることで、様々な視点の意見をいただけるようにしている。 ②委員を推薦していただくときに女性の参画を依頼することで、区の施策に女性の意見が十分に反映されるようにしている。	①事例検証や葛飾区の虐待対応状況から様々な意見をいただくことができている。多くの意見を参考に今後の高齢者虐待の対応について検討していく。 ②令和7年度に7名委員が変更になったが、委員委嘱の際に女性の委員会への参画を依頼した結果、女性の委嘱が6名となり、女性の委員会への参画を促すことができた。	①来年度も同様に進め、男女平等に努める。 ②来年度に委員が変更になる場合は、女性の参画の依頼も併せて行っていく。	
施策の方向2 相談体制の充実								
65	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。	人権推進課	DV相談を行ったことを証明する書類を発行【32件】した。また、対応にかかる各課及び他自治体との調整を行った。	①部署ごとの運用及び制度が壁となり、調整に時間がかかってしまうことが複数回あった。調整の業務手順をより細かく対応できるようにしていきたい。	①離婚調停が長引いていることなどが原因で、健康保険及び手当を、証明でもって特別に給付を受けざるをえない方々がいた。今後変わらず証明書での対応を各課にお願いしたい。	－	
66	配偶者等からの暴力相談（DV相談）	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。	人権推進課	DV相談(月)・(木)午前10時～午後5時 【開催日】 93日 【相談件数】 430件	①新規の相談者が多く、相談が終了してもまた別の方が相談しに来るために全体的な件数が減らないでいる。	①精神的なDVの相談が全体のうち50%以上を占めている。身体的な暴力の印象がどうしても強くなりがちだが、実際には言葉や態度での威圧が多いことがうかがえる。	①委託事業者が相談対応を行っているが、委託事業者も判断に困るケースが出ている。委託事業者に任せきりにするのではなく、当課と委託事業者での間で事例に基づいた検討を行いたい。	
67	DV防止関係機関連絡会の運営	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。	人権推進課	第1回【テーマ】昨年度の状況報告、各機関との情報共有 庁内会議:午後1時30分～午後2時30分 全体会議:午後2時30分から午後4時 【日時】令和7年7月24日(火) 【参加団体及び関係課】16箇所 第2回【テーマ】「DVの現状と被害者のための法的支援」 【日時】令和7年12月11日(木)午後2時～午後4時20分 【講師】上谷さくらさん(弁護士) 【参加団体及び関係課】20か所	①第2回 研修講座 DV被害者が抱えるさまざまな困難に対して、状況に応じたきめ細やかな支援ができるようになるための研修。	①第2回 研修講座 葛飾区のDV防止及び被害者支援について、区内関係機関が相互に情報交換を行い、円滑な連携を図っていくため、また適切な被害者支援に向けた専門性向上のために知識や情報を得る。	－	
68	窓口職員等研修	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。	人権推進課	【テーマ】 DV被害の現状と窓口対応について 【日時】 令和7年7月8日(火) 【講師】 土方 美喜 若林 恭子 (東京ウィメンズプラザ相談担当 主任専門員) 【参加者数】59名	①昨年度に引き続き、東京ウィメンズプラザ出前講座の実施としたため、昨年の受講者が継続で受講する場合や、講座内容を各職場内で共有していることも想定し、事前に講義内容について、基礎知識研修に向けた内容だけでなく具体的な事例検討やグループワークなども多く入れていただきたいと要望し、事前にメール等で講師と打ち合わせを行った。そのため講座内容には、窓口での対応や支援の流れを中心に講義や事例の紹介、4名ずつでのグループワークでの事例検討などもより具体的、実践的な内容も盛り込むことができた。	①前年に具体的、実践的に役立つ研修内容を求める意見も多かったことため、事例検討やグループワークを多く取り入れる内容となったことで、アンケートにはワークや事例検討に好意的な意見が多く寄せられていた。一方で、DVDの視聴と講義での基礎的なことを知っていたという意見もあり、対象の職員が求めている研修内容は幅が広い。限られた講義時間の中でより有意義な研修にするために講師との連携が必要である。	①令和8年7月実施予定	
69	住民基本台帳事務における支援措置	DV等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写し及び戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。	戸籍住民課	—	—	—	—	
70	女性相談	日常生活を営む上で様々な問題を有する女性について、女性相談支援員が広く相談を受け付けるとともに、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター等の関係機関と連携しながら必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。	東西生活課	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 女性の生活の悩みなどの相談を受けた。	①相談内容によっては、男性面接員も平等に対応した。 ②女性であることにより直面する様々な困難な問題を抱える女性の相談に応じ、男女平等が実現され、その状況等に応じた最適な支援を受けられるよう関連福祉施策につなげた。	①女性の困難な問題の解決に応じる関係各所との連携が切れ目なく行われるため、女性相談支援員が職務を適切に遂行できるよう、必要な能力及び専門的な知識・経験の蓄積を図ることが求められている。これらの取り組みの重要性を組織全体で共有し、支えていく必要がある。 ②女性が抱える複雑かつ多様化した困難な問題に対しては、女性の福祉、人権の尊重や擁護・男女平等の視点で本人の主体性を尊重する支援に取り組むことが求められ、関係各所と連携し、必要な支援体制を構築していく必要がある。	①『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』を踏まえ、多様な支援を包括的に提供する体制の整備に資するとともに、関係機関との連携・協働体制のもと、引き続き必要な支援が的確に実施されるよう取り組む。	①男性配偶者暴力被害者の相談窓口は人権推進課男女平等平等推進係。
71	ひとり親家庭相談	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聞き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。	子育て応援課	ひとり親家庭相談 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時 相談件数 1,284件(令和8年3月末現在)	②窓口での対応のほか、相談内容によっては相談室での対応をし、プライバシーに配慮した面接を行った。 特に、暴力被害に関する相談は、複数職員が対応し迅速かつ適切な対応を要した。 対象世帯の状況により、子ども家庭支援課、保健センター等の関係機関と連携をしていた。	②相談内容が多岐にわたり複雑化しているが、時代や情勢によって変化していく男性、女性が抱える課題に適切に対応できるようにしていく必要がある。	②相談内容が多岐にわたり複雑化している。 相談者に、より多くの関連情報提供ができるようにする。 相談業務に関する研修等を受講するなどし、相談員のスキル向上を図る。	
72	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動するシステムを使用するなど、被害者の個人情報を取り扱う各課はその情報の管理を徹底します。	関係各課(※)	加害者から追及される危険がある場合、各種行政サービスの手続きにおいて被害者の個人情報に配慮した対応を実施する。被害者の求めに応じて、加害者に居住場所等を推測されないようシステムへの連携を制限するとともに、被害者からの相談がない場合でも本人以外からの問い合わせには慎重に対応する。加害者や関係機関からの問い合わせに対しては、関係職員が守秘義務を徹底し統一した対応を行う。	①相談窓口においては、DV被害者が安心して相談を行うことができるよう、研修で秘匿情報の取り扱いについて説明している。また、各窓口においては、手続き・通知等の際に被害者情報に配慮した対応を行っている。	①関係する職員に対し、被害者情報の取り扱いについて周知徹底が必要である。また、関係機関との連携の際、個人情報保護の観点から慎重に情報共有を図る必要がある。	①引き続き、被害者情報に配慮した対応を行う。また、加害者に対し統一的な対応を行っている。	
73	都営住宅優先抽選の情報提供	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。	住環境整備課	○令和7年5月 都営住宅募集 令和7年5月7日から5月15日まで 募集案内配布部数：2,327部 ○令和7年11月 都営住宅募集 令和7年11月4日から11月12日まで 募集案内配布部数：2,363部 ※区役所、区民事務所、区民サービスコーナー、区民サービススポット、東・西生活課で配布	①男女区別なく必要な人が募集案内を受け取れる場所を考慮するとともに、時間に制約の多い家庭でも募集へ申込ができるよう、電話や窓口でお問い合わせがあった際にはオンライン申込の方法についても周知を行った。	①オンラインの申込のご案内自体は可能でも、オンラインサイトへの誘導や入力方法をアドバイスする方法が難しいため、結局オンラインをやめて紙の募集案内を取りに行かれる方も多かった。結果、出先機関での配布部数が多くなり、一部の配布場所では募集案内が不足するなど新たな課題が発生した。	①募集案内配布場所にオンライン申込を案内する貼り紙や募集サイトへリンクできるQRコードを活用するなど、オンライン申込がさらに周知されるよう工夫していく。さらに、関係部署と連携を強化することで配布場所の拡大や配布方法を検討し、必要としている方全員が募集案内を受け取ることができるよう対応を進めていく。	

事業 番号	計画 事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
施策の方向4 性暴力・ハラスメントの防止								
74	暴力防止に向けた普及・啓発	広報がつかさ等で若年層の性暴力をはじめ、さまざまな暴力被害予防のための周知を図ります。合わせて、相談先の周知や講座の開催等を行うことで暴力防止の啓発を行います。	人権推進課	【テーマ】 自分の話し方・伝え方のクセに気づく～安心感を育む前向きな伝え方～ 【日時】 令和8年3月28日(土)午後2時～午後4時 【講師】 高山 直子(公認心理士・カウンセラー) 【参加者数】 27名	①アンケートを実施し、ニーズを把握し、反映した。 ②アサーティブやアイメッセージなどの手法を取り入れることで、男女の別に関わらず、摩擦を生まないコミュニケーションの方法を身に着ける機会とした。	①受講者受付開始数日で申込が定員に達したため、受講者の参加動機も把握し、分析する必要がある。 アンケートに性別選択項目がないため、男女それぞれの視点から見た課題の差異を分析できていない。 ②暴力防止に向けた講座としてふさわしいテーマの選定。	①引き続き参加者アンケートを実施し、ニーズを把握していくとともに、質問項目を見直す。 ②アサーティブ等のコミュニケーションの手法の講座として継続するか、具体的な暴力について扱う講座として運営もするか検討する。	
75	人権啓発紙による啓発(企業向け)【新規】	企業向け人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。	人権推進課	企業向け啓発紙第5号「HOW」(令和8年1月発行) 【内容】 企業とあなたを守るインターネット上の人権侵害と対策 【発行部数】 5,600部 【配布先】 葛飾法人会他	①アンケートを実施し、ニーズを把握し、反映した。 ②アンコンシャスバイアスの事例で「女性蔑視」の事例を掲載した。	—	①引き続き参加者アンケートを実施し、ニーズを把握していく。	
76	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。	人事課	ハラスメント相談・苦情処理委員会の開催 【開催予定日】令和7年8月29日 【委員構成】人事課長を委員長とし、人権推進課長、人事課調整担当係長、委員長が推薦する職員2名、職員団体・労働組合が推薦する女性職員3名、同男性職員3名で構成	②各種ハラスメントの防止・削減に係る意見交換を行った。	②各種ハラスメントの防止・削減に向けた取組等を検討しながら、相談・苦情に対応し、その解決等に努めていく。	②ハラスメント相談・苦情処理委員会の開催 【開催予定日】令和8年6～7月予定 【委員構成】人事課長を委員長とし、人権推進課長、人事課調整担当係長、人事課調整担当係主査、委員長が推薦する職員2名、職員団体・労働組合が推薦する女性職員3名、同男性職員3名で構成	
77	不健全図書類に対する規制への支援	東京都青少年の健全な育成に関する条例の規定による不健全図書類の規制の遵守状況について、区から推薦している東京都青少年健全育成協力員による販売店等への環境浄化活動を支援することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めます。	地域教育課	協力員(区内36名)による調査活動(地区により調査回数等が異なる)	①青少年育成地区委員会の会長連絡協議会内で健全育成協力員の説明をすることによって育成地区全体への周知を行った	①健全育成協力員の推薦はすべての地区から二名の推薦をいただいているが、推薦後に行われる東京都主催の研修会に参加しなければ健全育成協力員に委嘱されない。推薦されたものの研修会に参加しなかったことによって委嘱されなかった方が毎年数名いるため、対応の検討が必要である。また葛飾区の健全協力員は36人中15人が女性であるため、比率が半数になること目標に周知を行っていく必要がある。	①会長連絡協議会で協力員の参加依頼をかけ、各地区の会長全員が把握できるようにした。	
課題2 生活上困難な状況を解消するための取組促進								
施策の方向1 自立と安定した暮らしに向けた環境整備								
78	包括的な支援体制の整備【新規】	複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、各分野を横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域社会とのつながり支援や地域づくりに向けた支援を進めていきます。	くらしのまご相談課	(1)新規相談件数:1514件(令和8年3月末時点) (2)アウトリーチ支援実施件数:227件(令和8年3月末時点) (3)団体訪問数:122件(令和8年3月末時点) (4)支援会議開催件数:4件(令和8年3月末時点)	②年齢や収入、障害の有無などに関わらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまごごと受け止め、寄り添いながら支援している。	②世帯が抱える課題は複合化・複雑化し、他部署・関係機関と協力しなければ解決困難なケースが出てきている。そのため、くらしのまごごと相談課が調整機関となり、地域資源を活用しながら関係機関が連携して対応する仕組みを構築、推進する必要がある。	②引き続き全庁の部署や地域の支援関係機関と連携して相談支援を行うとともに、新たに区のイベントや公共施設等での出張相談を実施し、全ての人の健康・福祉の推進、貧困の防止等に取り組んでいく。	
79	生活困窮者自立支援事業【新規】	生活困窮に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、就労や住居確保を含め、専門相談員が支援計画を作成して自立に向けた支援を行います。	くらしのまご相談課	(1)新規相談件数:1440件(令和8年3月末時点) (2)自立支援計画件数:329件(令和8年3月末時点) (3)住居確保給付金新規決定件数 ・家賃補助:47件(令和8年3月末時点) ・転居費用補助:10件(令和8年3月末時点) (4)就労準備支援計画件数:26件(令和8年3月末時点) (5)家計改善支援計画件数:94件(令和8年3月末時点) (6)学習支援事業:24校(全区立中学校)	②一人一人の生活困窮者の課題に寄り添い、就労支援や家計改善をはじめとした包括的・計画的な支援を実施し、生活困窮者の早期自立を促進している。	②自立相談支援窓口の相談のうち、複数の支援関係機関が関わるケースについては、しくらしのまごごと相談課による多機関連携を積極的に活用し、相談状況を関係各課と共有することで、連携・協力体制の向上を図る必要がある。	②引き続き、相談者の状況に応じて、「くらしのまごごと相談窓口」とも連携し、経済的自立の促進及び日常生活の自立に向けた支援を行う。 また、自立相談支援窓口の相談のうち、複数の支援関係機関が関わるケースについては、くらしのまごごと相談課に多機関連携(支援会議等)を積極的に活用し、相談状況などを関係各課と共有することで、連携・協力体制の向上を図る。	
80	育児支援訪問事業	生活状況が不安定である等支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。	子ども家庭支援課	児童虐待予防に役立つことが見込まれる等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、ヘルパー等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。 のべ派遣回数 239回 のべ派遣時間 356時間 のべ派遣回数 239回	②母親の育児不安を解消することで、女性の社会進出を促進し、男女平等推進に寄与する。	—	—	
81	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の母又は父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。	子育て応援課	1 ひとり親家庭自立支援給付金事業 【教育訓練給付金】 申請件数 5件 支給件数 15件(追加支給として重複している者を含む) 【高等職業訓練促進給付金】 新規申請件数 6件、継続件数 4件 【修了支援給付金】 5件 【差額給付金】 新規申請件数2件 (高等職業訓練と重複する者を含む) 2 就労支援事業 支援者数 104件(就職 66件 専門学校等 9件 辞退等 3件 その他・相談のみ 26件) 月2回(水曜日の夜間開庁時)、1日2枠の「就労支援個別相談会」を毎月実施した(4月、2月は1回)。	①資格取得を目指すひとり親家庭の母又は父が増えてきている。 就労相談事業、相談窓口をより強化するために、対象者のニーズに合わせ、早期就労を目指し支援を実施している。(7年度は月2回程度実施した) 広報がつかさ、ホームページ等で周知をしている。 現にひとり親の手当を受給している区民へ、現況届実施時に、制度の案内チラシを同封して周知した。 ②特になし(DV避難に関することについて、区民への周知をしないため)	①就労に関しては、ひとり親家庭就労専門相談員を配置している。個別相談とすることで、男女の区別なく、個人として尊重するよう対応している。 就労相談時に、その他のひとり親に関する相談があり、内容が多岐にわたっている。	①令和7年4月1日から、ひとり親家庭就労専門相談員を1名増員し、2名体制としたが、令和8年度は1名体制となる。 令和7年度、令和8年度は実施回数を22回とする。 夜間帯での相談を行うことで、転職を考える男性、女性への対応を引き続き行っていく。ひとり親家庭就労専門相談員による就労支援個別相談会の開催回数拡大継続、ハローワークとの連携等、より細やかな支援とアフターケアの充実を図る。	
82	養育費の受け取り支援事業	離婚時の養育費取り決めの重要性の啓発とともに、養育費取り決めに係る公正証書等の作成に要した費用や弁護士への相談費用の一部、養育費立替保証契約に係る初回保証料、ADRに係る申込料及び依頼料の一部について助成します。	子育て応援課	【公正証書等作成助成】 養育費に係る強制執行承諾約款付公正証書、調停調書、家庭裁判所の審判、確定判決のうち、いずれかの取り決めに要した費用の一部を助成する。あわせて、養育費取り決めに係る弁護士への相談費用の一部を助成する(令和7年度から実施)。 公正証書作成助成:申請件数 19件 弁護士相談費用:申請件数 8件 【養育費立替保証契約に係る保証料助成】 保証会社と1年以上の養育費立替保証契約を締結した際に負担した初回保証料を助成する。 申請件数 0件 【裁判外紛争解決手続き(ADR)に係る費用助成】 認証を受けたADR事業者が実施する裁判外での紛争解決手続きを受けた際に負担した費用を助成する。 申請件数 1件	①男女の区別なく、夫婦双方からの相談を受けている。養育費の取り決めに際しては、弁護士相談を利用するケースが増えている点を考慮し、養育費取り決めに係る弁護士相談費用の一部を助成対象として事業を実施した。 ②男女問わず、事業の利用対象としている。	①令和8年4月1日に民法等の一部を改正する法律が施行され、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流等に関する規定が見直された。 法定養育費制度が創設され、具体的な取り決めがなくても、一定額(子ども1人当たり月額20,000円)の養育費を請求できるようになった。 法定養育費以上の額を確保するには、公正証書等での取り決めの意義は大きく、法改正に伴う相談対応が必要となる。	①男女の区別なく離婚に関する情報を求める区民にリーフレットが届くよう、関係する窓口等へ配布を依頼する予定。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
83	若者支援体制の整備【新規】	葛飾区在住の義務教育終了後、おおむね15歳から39歳以下の様々な悩みを持つ若者及びその家族、支援者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。	子ども・若者担当課	【若者相談窓口】 面接相談や電話相談等を実施し、相談者の支援に必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて、適切な機関を紹介した。 【講演会等】 ■ひきこもり当事者の自律と親による備え～親亡き後を見据えて～ ・日 時: 令和7年9月6日 ・参加人数: 23人 (YouTube視聴回数109回) ■子どもの多様な特性や行動の背景を理解しかかわり方を知る ・日 時: 令和7年12月13日 ・参加人数: 29人 (Youtube視聴回数69回)	②男女の区別なく必要な人が相談できるよう、面接相談や電話相談、オンライン相談など、相談者が相談しやすいよう相談方法に配慮した。	②若者無業者(ニート)やひきこもりの長期化は、心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性があるため、多様化する日常生活における不安や悩みに対する相談体制を充実させる必要がある。	②関係機関に連携するまでに、相談者に寄り添った継続的な支援が一定期間必要になることが多くあるため、相談支援だけではなく、相談者に応じた段階的な支援を男女の区別なく実施する。	①令和6年度から計画事業名変更
84	障害者就労支援事業	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように支援することにより、障害のある方の自立と社会参加を一層促進します。	障害福祉課	・18歳以上の就労意欲のある障害のある方に対して、一般企業への就職を支援するとともに、就職後も継続して働き続けることができるよう就労定着のための支援を行った。 ・障害のある方の就労支援を目的とした「就労支援フェア(働き方講演会・就職面接会)」を8月22日に開催した。参加者数は、働き方講演会が89名、就職面接会が31名であった。 ・障害者施設利用者の自立を支援するため、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取り組みへの支援を行った。	①就労支援にあたっては、利用者ごとに担当する障害者就労支援支援員を付けているが、体調面のことなど同性の支援員の方が相談しやすいと申し出があった方には、その配慮を行っている。 ②男女に関係なく、障害のある方が社会の中で働き続けられるよう、個々の障害特性に寄り添った支援を行っている。	①利用者が相談しやすいようにするため、障害者就労支援専門員を男性女性ともに確保していく必要がある。 ②障害者就労支援専門員の支援スキルの向上を図っていく必要がある。	①就労支援係職員及び障害者就労支援専門員の相談傾聴力、ダイバーシティの理解、就労支援スキルを高め、働きたい障害のある方が一人でも多く就労継続できるようにしていく。 ②就労支援係職員及び障害者就労支援専門員の相談傾聴力、ダイバーシティの理解、就労支援スキルを高め、働きたい障害のある方が一人でも多く就労継続できるようにしていく。	
85	障害者の日中活動の支援	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを区内通所施設(生活介護施設等)で行います。	障害福祉課	【区が整備支援を行う障害者通所施設】開設予定なし 【上記以外で令和7年度中に開設予定の施設】 民間施設においても施設整備基準に適合する施設については、都重心指定事業所として指定が受けられるように勧奨を行う。	②障害者の日中活動支援事業は、障害の種類や重さにより支援内容や施設整備が変わってくることから、事業の実施や方向性を決める際にはその点を踏まえて検討します。 また、支援の際も男女区別なく必要な人に必要なサービスの提供を行っています。	—	②今後も男女関係なく、必要な人に必要なサービスの提供を行ってまいります。	
86	外国人生活相談	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。	文化国際課	①区民相談室 日時:毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日に実施) 12時30分～17時(受付は16時30分まで) 言語:英語・中国語 対象:外国人区民 件数:英語60件、中国語55件 合計115件 ②えきにこわ(相談ブース) ※令和6年度より開設 日時:毎月第3水曜日 12時30分～17時(受付は16時30分まで) 言語:中国語 対象:外国人区民 件数:中国語13件	②プライバシーを確保し、男女の区別なく必要な人が相談を受けられる会場を選定した。	—	①②周知方法の拡充(チラシ配架やポスター掲示場所の拡充等)	
目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します								
課題 多様性の尊重								
施策の方向1 性の多様性への理解促進・支援								
87	啓発物の発行	性の多様性への理解促進を図るため、啓発物を作成・配布します。	人権推進課	①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。」を配布(令和7年3月発行) 【作成部数】 10,000部(令和6年度) 【内容】 ・性の多様性に係る基礎知識 ・理解増進法について ・相談窓口周知 ・私たちにできること 【配布】 区施設、区内小学校・中学校等 その他講演会・講座・職員研修等の機会を通じて配布を行い、理解促進に努める。 ②LGBTs相談周知カード 【作成部数】 5,000部 【配布先】 区内小学5年生、他	①、②区施設や小・中学校のほか、区内専門学校や大学、講座・イベントなどで配布することで、性的マイノリティの知識の啓発や、都制度・相談窓口を幅広い区民層へ周知した。 ②制服の選択に際して、自らの性自認について考える機会となることから、性自認・性的指向について悩む児童がいることが想定されるため、小学5年生に配布した。	①パンフレットについての意見を聴く機会がない。 ②興味持って手に取ってもらえるようなデザイン	①アンケートを実施し、性別問わず意見を聴取したい。 ②広報課実施のアドバイザー制度を活用する	
88	性の多様性に関する講座・職員研修【新規】	性の多様性への理解促進を図るため、区民向け講座及び職員向け研修を開催します。	人権推進課	①講座 【テーマ】 映画「世界は僕らに気づかない」上映会 【日時】 令和7年6月28日(土)午後2時～午後4時30分 【参加者数】 45名 ②研修 【テーマ】 性の多様性に関する研修 【日時】 令和8年3月16日(月)午前10時～午前12時 【講師】 大貫 一樹氏(NPO法人共生社会をつくる性的マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事/臨床心理士) 【参加人数】 35名	①アンケートを実施し、参加者のニーズを把握し、次回以降の企画に反映した。 ①12歳未満でも視聴可能な作品を選定し、家族と一緒に参加できる環境を整えた。幼少期から「性別にとらわれない生き方」や「多様な家族の形」に触れる機会を提供し、多様性への理解促進を図った。 ②ワークショップでは、「窓口でのケース対応」や「日常会話における性別や私生活に関する発言」など、職場で誰もが遭遇しうる場面を題材とした。これにより、無意識の言動が他者を傷つける可能性について、全職員が再認識できる内容とした	①講座・研修ともに参加者の満足度は高いが、性の多様性に関する理解度や関心の度合いには個人差があり、より幅広い層への周知・啓発が課題である。 ②性的マイノリティ当事者が安心して参加できる環境づくりや、当事者の声を反映した企画についてさらに検討が必要である。	①性の多様性に関する理解を深めるため、当事者の視点を取り入れた講座や、身近なテーマを扱う研修を継続して実施予定。 ②職員研修については、全職員が性の多様性について正しく理解し、適切な対応ができるよう、研修内容の充実を図る。	
89	性自認・性的指向に関する相談(LGBTs相談)【新規】	誰にも相談できない等の悩みを抱える本人やその家族及び友人等に対して、日常生活における課題、不安等の解決に向けて相談に応じます。	人権推進課	相談事業 毎月1回 土曜日 午後1時30分～4時30分 相談件数 26件(延べ人数)	②周知カードを作成して、相談事業の周知を図った。	—	—	
施策の方向2 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり								
90	メディア・リテラシー向上に向けた講座	TVや新聞だけでなく、インターネットやSNSなどから情報を取捨選択して活用することを旨とした講座を開催します。	人権推進課	【テーマ】 炎上する社会～氾濫する情報に惑わされないために 【日時】令和7年8月22日(土)18:30～20:30 【講師】吉野ヒロ子さん(帝京大学文学部社会学科 准教授) 【参加者数】13名	①夏季開催の講座は参加者が少ないため、夏季でも参加しやすく、特に男性も参加しやすい日時を検討し、金曜日の夜間に開催した。	①昨今のインターネットやSNSの環境は日々変化しているため、最新の事情に精通していて、かつ男女平等の感覚をお持ちの講師にお願いする必要がある。	①さまざまなメディアにあふれる広告の中から、男女平等の視点から偏りのある広告を敏感に察知し、発信できる講座を企画する。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
91	多様性に関する講座・講演会	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人權が尊重され、その能力を充分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座・講演会を開催します。	人権推進課	【テーマ】 発達の多様性を理解しよう！～特性を個性として認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会へ～ 【日時】 令和8年3月31日(火)午後2時～4時 【講師】 桑野 大輔氏(東京都発達障害者支援センターおとなTOSCA) 【参加者数】 25名	①アンケートを実施し、ニーズを把握し、反映した。 ②障害の有無や属性にとらわれず、一人ひとりの個性や生き方をそのまま認め合うことをテーマとした。特定の固定観念に縛られず、誰もが『自分らしく』暮らせる社会づくりの第一歩を学ぶ内容にした。	①アンケート以外に参加者の多様な視点やニーズを把握するための仕組みが十分でなく、講座内容への反映に改善の余地がある。	①参加者の多様なニーズを把握するため、グループディスカッションや関係団体へのヒアリング、相談窓口との連携など、性別や年齢等の属性によらず、多様な声を把握できる方法を取り入れる。得られた意見を講座内容や開催方法の改善に活用していく。	
92	人権啓発紙による啓発(区民向け)	全戸配布による人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。	人権推進課	広報特集記事 全3回 (6月5日号、8月15日号、11月5日号) 【内容】 ①6月5日号 性的マイノリティについて考えてみませんか ②8月15日号 インターネットと人権 ③11月15日号 12月4日～10日は人権週間 「誰か」のこと じゃない。	②8月の啓発記事にて、インターネット上での主人権課題としてリベンジボルノや、SNSの写真による居場所の特定による危険性を上げたり、説明にイラストを入れることで老若男女問わずわかりやすいようにした。	②イベント告知時期に人権週間の記事載せる場合、時期が早すぎる場合がある。広報全体の記事量との兼ね合いがあるため、見開きや1面といった大きめの紙面の確実な確保の工夫が必要である。	②1回の記事量を少なくし、回数を増やすなど、啓発記事の方針や内容、掲載時期を見直す。	①令和6年度より、単体での人権啓発紙の発行を見直し、広報誌への記事掲載により年間複数回の啓発の機会を確保することとした。
93	職員を対象とした男女平等に関する人権研修	新規採用職員をはじめ、主任や係長、管理職に昇任する職員を対象とする職層研修において、男女平等を含む人権推進に関するカリキュラムを実施します。	人事課	(1) 仕事のための基礎知識 対象者 令和7年度新規採用者 日 程 4月21,23日 (2) 同和問題研修 対象者 採用3年目職員 日 程 11月11日 (3) 係長に向けた役割認識 対象者 主任3年目 日 程 2月16,17日 (4) 同和問題と人権 対象者 全職員 日 程 12月10日 (5) 同和問題講演会(隔年実施) 対象者 管理職 日 程 1月16日	①新規採用職員をはじめ、主任や係長、管理職に昇任する職員を対象とする職層研修において、「男女平等」、「同和問題」等の区職員として必要な知識や考え方について、人権推進課長等による研修を実施した。	①区職員として必要な知識や考え方を人権推進課長から研修で話をし、もっているが、研修受講後、実際の業務の中で、各職員がその意識を常に持って取り組むための体制や考え方の浸透など、さらに取り組んでいく必要がある。	①「区職員」として、人権に関する考え方は当然に必要なものであり、区職員一人一人に対して、その意識を根付かせ、業務につなげていくためにも、引き続き、研修等を通して意識啓発を行っていく。	
94	学校での人権教育の推進	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他者の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。	教育指導課	・全ての学校(小学校48校、中学校24校、特別支援学校)において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底した。 ・全ての学校で人権教育担当者を配置し、組織的な人権教育を実施した。	①各学校の児童・生徒の実態に応じて人権課題を取り上げ、児童・生徒自身が人権尊重について考える授業を実施した。 今後も重要な教育課題に位置付け、道徳教育と関連させた指導を実施した。年11回程度実施する校園長会、副校長会の他、各職層・分掌の研修等を活用し、指導内容の充実等を図った。	①人権課題における教員の意識の差や、十分な授業時数が確保されず、深める授業に至っていない状況がある。	①人権教育プログラムや、人権尊重教育推進校の発表等を活用し、全教員が人権教育の推進が図れるように継続していく。	
95	人権教育に関する研修	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。	教育指導課	(1)【テーマ】学校における人権教育の充実に向けて 【学校(園)における人権教育の充実に向けて 【講師】國學院大學人間開発学部 杉田 洋 教授 (2)【テーマ】東京都教育委員会人権尊重教育推進研究会 本田中学校発表参加	①区内公立学校・幼稚園教諭等、悉皆研修とし実施した。人権尊重教育推進校1年目の中間発表や、他校種の取組を知る機会を設けた。	①人権課題における教員の意識の差や、十分な授業時数が確保されず、深める授業に至っていない状況がある。	①人権教育プログラムや、人権尊重教育推進校の発表等を活用し、全教員が人権教育の推進が図れるように継続していく。	
96	情報教育の推進(情報教育担当職員研修)	子どもたちの情報活用能力の向上と、人権感覚を備えたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者を対象とした指導力向上研修会を実施します。	教育指導課	(1)ICT活用講座 【テーマ】オクリンクプラスの活用方法、テストパークの活用方法、生成AI活用方法 【講師】ベネッセコーポレーション、NTT E&Cパートナー (2)情報教育リーダー研修会 【テーマ】生成AI、テストパーク、校務ダッシュボードの活用事例、デジタル・シチズンシップ教育について 【講師】教育情報係、ベネッセコーポレーション	①全校で新機能を含めたICT環境をより活用できるようにするため、活用方法についての研修会を実施した。 協働学習の際に活用するオクリンクプラスについては、共有する際の注意事項等の確認を行い、情報モラルについての指導の必要性を伝えることができた。 また、情報モラルも含めて、優れたデジタル市民になるために必要な能力を身に付けることを目的とした「デジタル・シチズンシップ教育」についての研修会を実施することができた。	①教員の情報教育に関する指導力に差が大きく、どの学校も、どの教員も同様に、児童・生徒の情報モラルを向上させる指導ができるようにする必要がある。	①研修内容、研修方法を見直し、教員の情報モラルに関する授業力向上に努めていく。	

男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制
課題1 推進体制の強化
施策の方向1 男女平等推進センター機能の充実

97	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	広報活動やイベントの開催などを通して、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。	人権推進課	広報かつしか6月15日号(男女共同参画週間特集)、Loop(年1回)の発行・配布を実施した。 イベント情報や啓発記事は、広報かつしかへの掲載、チラシ配布、区ホームページだけでなく、フェイスブック・ツイッター等のSNSを活用した。	①記事の内容について、男女の差別がないよう課内で検討行い発行してきた。 イベント情報や啓発記事についても、男女の区別なく確認ができるよう区ホームページや各SNSを活用して周知行ってきた。 ②より多くの方に男女平等に寄与できる内容となるよう、弁護士や男女平等に詳しい方々に筆耕依頼をし、興味を持ってもらえるような内容とした。	①SNSなどを活用し幅広く周知しているものの、男女平等に興味のない人に対し、アプローチする方法が現状行っていない。 ②男女平等に関する記事の内容が固定化されやすいため、代り映えのしない記事になりやすい。	①今後も幅広く周知していくため広報やSNSを活用しながら、興味のない方々にも男女平等推進センターを知ってもらえるよう周知の方法を検討してく。 ②筆耕していただける講師と相談しながら、区民の方の目を引くような内容の記事となるよう調整してく。	
98	男女平等に関する書籍等の収集・提供	男女平等に関する書籍や資料を収集し、図書資料室やセンター内に配架し情報提供を行います。	人権推進課	年5回、男女平等・人権に関する図書を購入し、男女平等推進センター図書資料室にて区民に閲覧・貸出を行った。	①講座開催時、室内に関連する葛飾区所蔵の図書を展示した。3月の「バルフェスタ」においてリサイクル図書の配布を行い、図書資料室の周知を図った。 ②今年度は、傾向として包括的性教育に関する書籍、ジェンダー絵本、また性暴力・性虐待に関する書籍が数多く出版されたため、積極的に所蔵した。	①ウィメンズバルだけでなく、図書資料室の認知度を高める。 ②ジェンダーに関する本を目にしてもらう機会を増やすこと。	①開催講座に関する図書資料室所蔵の資料展示を積極的に行う。 また、地区図書館とタイアップし、ジェンダーに関する本のフェア(特集コーナー)を行うことを検討する。	
99	各種相談事業	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みに応じても、電話相談を行います。	人権推進課	悩みごと相談::月・火・木・金:午前10時から午後5時 水:午後1時から8時(5次以降は電話のみ 男性可)【開催日】242回【相談件数】870件 法律相談:火・午後1時30分から午後4時30分 【開催日】49回【相談件数】93件	①男性向け相談の実施時間・方法について利用者から意見が寄せられた	①相談事業の利用者から、相談対応に関する意見が寄せられた。利用者のニーズに的確に応えられるよう、委託事業者との連携を強化し、相談内容や対応方法について定期的な情報共有と振り返りを行う体制を整備していく。	①法律相談は原則1案件につき1回としているが、継続的な支援が必要なケースが増加傾向にある。相談者が必要に応じて適切な支援につながるよう、関係機関との連携強化や情報提供の充実を図っていく。	
100	相談事業における一時保育	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。	人権推進課	DV相談において、相談者から保育の希望があり受付と保育士の手配を行った。しかし、当日キャンセルがあったため実際には保育を行うことはなかった。	①相談者側に、相談の際に男女平等推進センターで子供を保育してもらおうという発想がないと考えられる。相談事業にて保育を行うことができる旨の周知の方法を検討したい。	—	—	

施策の方向2 区・区民・民間団体間の連携と協働								
101	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。	人権推進課	葛飾区男女平等推進条例第2章第8条第4項に基づき、葛飾区男女平等推進計画の進捗状況調査を令和7年4月に実施。その結果を庁内組織である男女平等推進本部会及び葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに区ホームページで公表した。	—	—	—	
102	男女平等推進本部	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めます。	人権推進課	<議題> ・政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について ・第6次男女平等推進計画進捗状況調査報告について <日時> 幹事会 令和7年5月20日(火) 本部会 令和7年5月29日(木)	—	—	—	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	令和7年度事業実施内容				備考
					工夫した点	課題	今後の方向性	
103	男女平等推進審議会	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進審議会を開催し、計画の進捗評価を行います。	人権推進課	令和7年度は、以下の日程で開催し、政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果、第6次男女平等推進計画進捗状況調査結果を報告した。 ①令和7年7月18日(金) ②令和7年9月24日(水) ③令和7年11月12日(水) ④令和8年1月23日(金) ⑤令和8年3月25日(水)	—	—	—	
104	男女平等苦情調整委員会	男女平等社会の実現を阻害すると考えられる区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申し立てを受け付けます。	人権推進課	令和7年度は、以下の日程で開催し、政策・方針決定過程への女性の参画状況、第6次男女平等推進計画進捗状況、男女平等に関する意識調査結果を報告した。 ①令和8年2月19日(木)	—	—	—	
課題2 国・東京都との連携								
105	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	法の整備や諸制度の充実について、国や東京都など関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。	人権推進課	実施なし。	—	—	—	

その他 計画外の事業で男性の家庭生活や地域活動等の支援事業を実施してありましたらご記入ください。